

「新しい自己資本比率規制の素案に対する意見募集の実施について」への意見一覧

(内部格付手法)

番号	条文	意見の概要	回 答
1	第 1 条 第 43 号イ (1)	<p>株式等の定義として「償還されないこと」とある。「償還」も広く捉えることが可能であるが、最終案では、厳密な意味での「償還」に限定しており、発行体の清算による資本回収は「償還」ではないことが明示されている。</p> <p>「償還」の意味を限定しておかないと、時限的なSPCの解散による回収を広く「償還」と解されかねない恐れがある。最終案パラグラフ 235 と同様に、「償還されず、持分の売却あるいは発行体の清算によってのみ回収可能なもの」と明記して頂きたい。</p>	<p>「償還されないこと」とは、当該投下資本の回収手段が当該投資手段の譲渡又は発行体の解散に伴う残余財産の分配に限られるという趣旨であり、規制素案第 1 条第 43 号イ(1)にいう「償還されないこと」もこのような意味です。御指摘の中にある「時限的な解散」は必ずしもその意図するところが明らかでないものの、一般には、法人が解散する際には清算手続きにおいて残余財産の分配が行われるのが通常であり、その時点における残余財産の分配は「償還」にはあたらないと考えられます。</p>
2	第 1 条 第 33 号～第 51 号	<p>告示素案の定義に基づいて実際の取引がどのような資産区分に該当するのか、監督当局と民間金融機関とのコンセンサスを作り上げる必要があるため、早急に民間金融機関と意見交換を行う場を設定していただきたい。</p>	<p>個別具体的な金融商品の取扱いについて、網羅的に規制素案において規定するのは合理的とはいえず、具体的な実施において問題となる個別の論点については、規制素案の直接の対象となる金融機関との間で意見交換を行いつつ、解釈集等において反映していきたいと考えています。</p>
3	第 1 条 第 33 号 (ハ)	<p>ハの「特別の法律に基づき設立された法人」に中小企業金融公庫も入るとの理解で良いか。</p>	<p>御指摘のとおりです。</p>
4	第 1 条 第 33 号 (ロ)	<p>地方公共団体が受益者の土地信託は地方公共団体向けのエクスポージャーとの認識でよいか。</p>	<p>土地信託の取扱いについては、今後解釈集等の中で明確化する予定ですが、土地信託にかかる損失の金額について、受益者である地方公共団体から補償を受けられることを前提とすれば、御指摘のような考え方も直ちに否定されるものではないと考えています。</p>
5	第 1 条 第 33 号 (ハ)	<p>「特別の法律に基づき設立された法人」の規定は海外にも当てはまるという理解でよいか。</p> <p>例えば、新 BIS 規制に当初より参加しない国においては、本件を含む各国当局裁量についてどのような対応がなされるのか現時点では不明。(ホ)の解釈</p>	<p>規制素案第 1 条第 33 号 (ハ) は我が国の債務者を想定した規定であり、一方、海外の債務者については、規制素案第 1 条第 33 号 (ホ) の規定に従うこととなります。御指摘の、当初からはバーゼルⅡに参加しない国における取扱いについては、今後検討を行い、必要に</p>

		次第では、中央政府・中央銀行（狭義）以外にソブリンを認定することが出来ず、本邦で第1条第33号（ハ）の規定によりソブリン（広義）としているのと比べ均衡を失するため。	応じて解釈集等の中で明らかにしたいと考えています。
6	第1条第35号、第36号、第67条～第69条	信用リスクの標準的手法において第67条～第69条で使用されている「法人等向け」の定義も設けるべき。	規制素案第9条第1項第1号（見直し後の規制案も同条同項同号）で「法人等」を定義しています。
7	第1条第69号	<p>第1条69号によれば、債務者の資産サイドに特定貸付債権の目的たりうる物的資産が存在する場合には、当該事業法人向けの与信は証券化ではなく、特定貸付債権と分類される。これら以外の資産を保有する債務者（証券化目的導管体）が、負債側に階層化された優先劣後構造を持つ場合にはすべて証券化エクスポージャーとなる。この証券化の定義は明確であり、当事者の予見可能性を確保するものとして高く評価できる。</p> <p>一方、この定義に従うと M&A ファイナンスにおける LBO ローンのように、特別目的会社が資産として特定の会社の株式を保有し、かつ負債側に株式を発行しつつ資金調達としてローンを借り入れた場合、実態的には証券化取引とは認知されていない取引が、形式的には証券化に区分されることになる可能性も生じる。国際的にも同種の取引は証券化として取り扱うことはないものと考えられている。これら物的資産を担保とはしないノンリコース与信について、証券化と区別するための基準が必要であると考えられる。</p>	<p>特定貸付債権以外の特別目的会社向けのノンリコースの信用供与については、事業法人等向けエクスポージャーとして扱うべきところ、当該 SPC の負債側が優先劣後構造を有するようにトランシングされているのであれば、証券化エクスポージャーに分類されず。バーゼルⅡにおいては、金融機関の健全性を図る観点から、いわゆる優先劣後構造を有する場合は劣後部分にリスクが凝縮されることに鑑みて特別の取扱いを定めているのであって、一般に証券化商品として認識されているものに限って証券化として扱う趣旨ではありません。いわゆる LBO ローンについては、個々具体的な融資の条件に照らしてそのリスク特性を検討することが期待されており、一律の取扱いを定めることは、リスクの実態と乖離する取扱いとなるおそれがあると考えています。そのうえで、概論を申し上げるのであれば、単純にレバレッジをかけているだけであれば、事業法人等向けエクスポージャーとして信用リスク・アセットを計算すべきであり、他方、ノンリコースローンの投資家間で株主・債務者間契約等により優先劣後構造が組み込まれている場合には、買収対象となる会社の株式を原資産とした証券化エクスポージャーとして計算すべきことになるものと考えられます。</p>
8	第1条第41号	資金使途が居住用の不動産の取得に向けられたものであれば、抵当権の設定を行っていない場合であっても、居住	御指摘の趣旨を踏まえ、修正致しました（見直し後の規制案第1条第41号参照）。なお、いわゆる従業員向けの住宅

		<p>用不動産向けエクスポージャーとして扱うことを認めるべき。</p> <p>「居住用不動産向けエクスポージャー」は「個人向けの不動産担保付貸付け」と定義されているが、内部格付手法ではPD・LGDを推計するため、適切にセグメント分けができれば、表面的な担保の有無は大きな問題にはならない。むしろ、住宅取得という資金用途がリスク特性の特定に大きな役割を果たしている。したがって、「居住用不動産向けエクスポージャー」の定義を「個人向けの居住不動産関連貸付け」としていただきたい。</p> <p>従業員向けの福利厚生として企業が保証をつけた住宅ローンを取組んでいることがあるが、この場合は企業が独自で担保設定を行っている例が多い。こうした個人の住宅取得向け貸付であっても、当該プールにおいてLGDは設定でき、また、PD特性はむしろ住宅ローンとしての側面が強く、この観点から管理されている場合もある。あえて当該プールをその他リテール向けエクスポージャーとする必要性はないと考える。また、大規模マンションなどを業者が施行する際に、担保設定が数ヶ月遅れてしまい、そのためその数ヶ月の間だけ販売業者が保証を入れている例があるが、これらについてもそのまま住宅ローンに振り替わるものであり、「居住用不動産向けエクスポージャー」として取扱うべきと考える。</p>	<p>ローンの信用リスク・アセットの計算方法については、解釈集等の中で明確化を図る予定です。</p>
9	<p>第1条第42号 (二)(ホ)</p>	<p>適格リボルビング型エクスポージャーの定義にある「ポートフォリオにおけるPDの低いエクスポージャーの損失率のボラティリティが低いこと」の取扱いについて、以下の点を確認したい。</p> <ul style="list-style-type: none"> －PDの低いエクスポージャーを別途のプールとすることは不要との理解でよいか。 －PDの低いエクスポージャーの分別手法および損失ボラティリティの検証手法は金融機関の任意でよいか。 	<p>適格リボルビング型エクスポージャーについて規制素案第1条第42号ホの要件が規定されているのは、適格リボルビング型エクスポージャーの所要自己資本率(K)算出のための関数は、その他リテール向けエクスポージャーに比べて、特にPDが低い範囲において、所要自己資本比率が低く算出されることに鑑み、当該関数を用いるのに相応しいものに限る趣旨です。言い換えれば、PDの低い範囲において、損失率のボラティリティが高い場合には、当該エクスポージャーの非期待損失は、適格リ</p>

			<p>ボルピング型エクスポージャーの関数式から算出される値よりも大きい可能性があるため、当該エクスポージャーについては、その他リテール向けエクスポージャーの関数を適用することになります。</p> <p>エクスポージャーをどのようにプールに区分し、このような区分が適切であったかを検証するのは、一次的には当該金融機関の役割です。ただし、内部格付手法採用行は、当該区分及び検証の方法が最低要件に合致していることについて、当局に説明する責任を果たすことが求められます。</p>
10	第1条第42号ニ	第1条第42号ニには「損失率のボラティリティが低いこと」と記述されていますが、ボラティリティの意味を明確にしたい。	損失率のボラティリティとは、過去の損失率の実績がどの程度ばらついているかを示す値のことを指します。具体的な計算方法については、今後検討を進め、必要に応じて解釈集等の中で明らかにしたいと考えています。
11	第1条第43号	特定貸付債権の主体に対する出資については、株式等エクスポージャーとして扱うという理解で良いか。	御指摘のとおりです。
12	第1条第43号	第1条第43号ニに以下の下線部を追記し、その旨を明確に規定することを要望します。 「ニ 返済額が株式からの収益に連動する債務、株式の保有と同様の経済的効果をもたらす意図の下に組成された債務、有価証券（証券取引法第二条に定める有価証券を含む）、金融派生商品その他一切の金融商品を含むがこれに限らない。」	ここにいう有価証券は、株式の保有と同様の経済的効果をもたらす意図の下に組成された金融商品の例示に過ぎません。特に証券取引法上の有価証券を除外する趣旨ではありません。また、証券取引法上の有価証券を全て株式等エクスポージャーとして扱うことを認める趣旨でもありません。
13	第1条第1項第43号イ及び第174条	投資信託についても株式等エクスポージャーにおける内部モデル方式によりリスク・ウェイトを算出する方法を認めるべき。	御指摘の趣旨及び金融機関におけるリスク管理実務を踏まえて、一定の要件を満たす投資信託については、内部モデル方式が適用できるように、修正致しました（見直し後の規制案第167条第4項参照）。
14	第1条第43号イ及び第174条	投資信託（ファンド）に関し、「ルックスルー方式」「単純過半数方式」「資産運用基準」等による算出が困難なものに対し、「株式等エクスポージャー」にて認められているマーケット・ベース方式／内部モデル手法による信用リスク・アセット算出を認めることを希望	同上

		いたします。	
15	第1条、第154条、第173条、第174条、第185条等	<p>証券化取引と特定貸付債権の区分等、エクスポージャー区分について、不明確な取引が想定される。ガイドライン等での補足規定とともに、適正な銀行監督、市場への開示が行われることを前提に、銀行側に自由度のある運用を許容することを希望する。</p> <p>金融取引のイノベーションとともに、様々な法的形式、経済的実態をもつ取引が出てきており、その全てについて貴庁告示等で網羅するのは不可能であると考え。告示に掲げるカテゴリー（通常取引でのエクスポージャー、特定貸付債権エクスポージャー、証券化エクスポージャー、株式等エクスポージャー、その他エクスポージャー等）への当てはめが不明瞭なエクスポージャーの取扱いについて、頻繁に発生する典型的な取引については、取扱いを順次貴庁告示への追加や、ガイドラインの公表等で規定を追加する対応を取られるものと予想している。</p> <p>それと平行し、それらに当てはまらない取引に起因するエクスポージャーについては、貴庁からは大枠の考え方を示すに止め、保有する銀行が、自らの判断について客観的な根拠のある場合で、かつ、監督当局への十分な説明及び定期的な検査、当該取引内容についての可能な範囲での市場への開示がなされていることを前提として、各行の自主的な判断に基づいて告示に掲げるカテゴリーに当てはめ、所要自己資本の算出を行うことを許容されることを希望したい。</p>	<p>金融商品は多種多様なものがあり、それらについて個々具体的な判断を提示するのは、現実的ではなく、かえってリスク管理の実務を阻害することになりかねないものと考えています。しかしながら、自己資本比率規制を見直すに当たって、各金融機関における判断の指針やリスク管理の考え方を論ずる上での問題意識の共有を図るべく、今後解釈集等の中で明確化していくことを予定しています。</p>
16	第1条第43号	<p>転換社債（新株予約権付社債）や他社株転換可能債など、株式と債券の両方の性格を持つ金融商品について、株式等エクスポージャーに該当するか否かの判断を明確にしていきたい。</p> <p>昨今、転換社債（新株予約権付社債）だけでなく、株式と債券の両方の性格を併せ持つ金融商品が増加している。これら商品は債券として取り扱われる</p>	<p>株式と債務の性質を併せ持ついわゆるハイブリット型の商品は、商品の設計次第で債務という形式をとりながら、経済的には株式に近い性質を持つ商品にも、逆に、株式という形式をとりながら、経済的には債務に近い性質をもつ商品にもなりうる場所であると言われていています。当庁としては、現在、個別具体的な商品について当局が逐一</p>

	<p>か株式として取り扱われるかによって、リスク・ウェイトが大きく異なる。したがって、その取扱いを明確にしていきたい。</p> <p>例えば、以下の商品はどのように取り扱われるか、明確にしてほしい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 転換社債（新株予約権付社債） ・ 平成 17 年度商法改正で導入予定の、強制転換権付転換社債（新株予約権付社債） ・ 他社株転換可能債 ・ 現金で償還せず、他社株で強制的に償還される他社株転換可能債 ・ 銀行等が Tier2 自己資本に算入している永久劣後債 	<p>基準を提示することは、民間の創意工夫による迅速な商品設計をかえって阻害することになるのではないかと考えています。その上で、承認およびその後の検査の過程において、当該金融機関が自ら行った区分が規制素案第 1 条第 43 号及びリスク管理の観点に照らして適切であること、また、内部格付手法の最低要件を満たすことについての説明ができることが重要であると考えています。また、商品の設計時には、リスク管理の観点からどのような取扱いを行うべきかもあわせて検討すべきであると考えています。</p> <p>一方で、予め当庁としての見解を示すことが好ましいと思われる以下のような商品について、その一般的な事例を基に、可能な範囲で解釈集等において明確化を図る予定です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 転換社債（新株予約権付社債の転換社債型） <p>例えば、一定の価格（基準価格）を上回った場合に当該発行体の株式に「転換」（厳密には新株予約権の行使）する権利を債権者が有している場合は、「転換」までは、社債権者が負担するリスクは当該債務にかかるリスクに他なりませんので、事業法人向けエクスポージャーとして扱うのが適切であり、他方、「転換」後は株式そのものであるから、株式として扱うのが適切であると考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 他社株転換可能債 <p>例えば、一度でも対象とする株価が一定の価格（基準価格）を下回った場合には他社株で償還するような商品設計がなされている場合で、発行体のデフォルトより前に株価が当該基準価格を下回る蓋然性が高いときは、当該債権者が引受けているリスクは、「転換」の対象たる他社株であると考えられ、「転換」前ではあっても他社株として扱うのが適切であると考えられます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 金融機関が Tier2 自己資本に算入している永久劣後債 <p>いわゆる Upper-Tier2 に分類される永</p>
--	---	--

			久劣後債(規制素案第6条第1項第4号ハ等)であれば、第1条第43号ハ(1)の要件を充足するものと考えられます。
17	第1条第44号	<p>その他リテール向けエクスポージャーにおける「1億円未満のエクスポージャー」の判定にあたっては、以下の取扱いを認めていただきたい。</p> <p>－1億円未満のエクスポージャーの判定は、当該銀行グループ合算ベースを原則とする。ただし、銀行グループ内の事業会社を跨っての合算は、業務運営の一体性等を鑑み、実務的に可能な範囲にとどめることで可とする(守秘義務についても考慮する)。</p> <p>－債務者の合算は、各行のリスク管理実務に基づき可能な範囲で行う。</p> <p>－同一債務者の非事業性と信は1億円未満のエクスポージャーを判定する際に合算対象に含めない。</p>	<p>規制素案第1条第44号に記載の「一億円未満」の上限は、連結自己資本比率の算出に当たっては、当該金融機関が連結の対象とする会社で合算すること(当該金融機関グループ合算ベース)が期待されています。</p> <p>また、連結の対象となる複数の会社それぞれ1億円未満の貸付を行っているが、これら連結の対象となる会社に対する貸付総額が1億以上である場合には、金融機関のリスク管理実務に照らして可能な限り合算することが好ましいと考えています。</p> <p>なお、金融機関として顧客に対する守秘義務を遵守することは当然の要請ですが、顧客情報の共有について同意を得ている場合には、当該守秘義務が合算を拒む正当な理由にはならないことにご留意ください。</p> <p>また、同一債務者の非事業性と信については、規制素案第1条第44号において、居住用不動産向けエクスポージャー及び適格リボルビング型リテール向けエクスポージャーは、その他リテール向けエクスポージャーから除かれるため、ここにいう1億円を判断する際の合算の対象にはなりません。</p>
18	第1条第44号	<p>その他リテール向けエクスポージャーにおける「1億円未満のエクスポージャー」の判定にあたっては、信用保証協会等ソブリンの保証がある債権を除いて判定する扱いを認めていただきたい。</p>	<p>バーゼルⅡにおいては、保証が付された場合はリスク・ウェイトの置換又はPD若しくはLGDの推計において調整されることが原則であり、適格金融資産担保のような場合を除いては、保証されている部分をEADから除外するような取扱いは予定されていません。規制素案第1条第44号にいう「1億円未満」か否かの判定においても、被保証部分を除く取扱いを認めるものではありません。</p>
19	第1条第44号	<p>その他リテール向けエクスポージャーの定義のうち、後半の「一億円未満のエクスポージャー」の定義においては、中堅中小企業向けエクスポージャー</p>	御指摘のとおりです。

		(第1条第52号)において明示されているような売上高基準や総資産基準は示されていない。これはその他リテール向けエクスポージャーについては、告示素案記載の基準を充足していれば、特に売上高等の事業規模は考慮しなくてもよいとの理解でよいか。	
20	第1条第45号～第46号	プロジェクト・ファイナンスの定義に「有形資産を担保の目的とするもの」とあるが、返済原資が無形資産の場合も特定貸付債権として対応させていただきたい。	御指摘の趣旨も踏まえ、特定貸付債権として扱うことの可否を検討するにあたり、現在知的財産のファイナンスについては、調査を進めているところです。かかる調査結果等を踏まえて、無形資産を裏付けとする事業法人向けエクスポージャーの取扱いについて考え方を整理していく予定です。
21	第1条45号、46号、47号、48号	特定貸付債権の定義で、一定の特別目的会社が存在することが要件のように書かれていることは、市場実態にそぐわないものと思われる。借入れ主体をあえて「設立された事業法人」に限定することは避けるべきと考えられる。	御指摘を踏まえ、修正致しました(見直し後の規制案第1条第44号～第47号参照)。
22	第1条45、46、47、48、51号	「返済及び利払の原資を当該プロジェクト/有形資産/商品/不動産からの収益に限定し」の後に「取り消し不能な販売、リース契約等キャッシュ・フローの不確実性を排除する手段を持たないもの」を追加することを希望する。 特定貸付債権を一般事業法人宛エクスポージャーから分別管理している趣旨は、キャッシュ・フローの不確実性を反映するものであり、キャッシュ・フローの不確実性によるリスクを他の事業法人の契約履行能力に関するリスクに転嫁している場合は、一般事業法人向けエクスポージャーとして取扱いが認められるべきである。	特定貸付債権は、事業法人等向けエクスポージャーの一形態ですので、通常の事業法人等向けエクスポージャーと同様に信用リスク・アセットを算出・計上することは妨げられません。もっともその際、事業法人等向けエクスポージャーと同様に、規制素案第7章第4節の最低要件を満たす必要があります。 なお、匿名組合員たる事業法人が事業者である特別目的会社(SPC)に対して無制限に追加出資義務を負担している場合は、当該SPCに対する特定貸付債権は当該「プロジェクト」(規制素案第1条第45号)、「有形資産」(同第46号)等からの「収益」に限定するものとは当然にはいえないと考えます。
23	第1条第1項第48号、第51号口	本邦のノンリコースローンの実態を踏まえ、最終的なリスクが事業法人の信用リスクに依拠するもの(いわゆるSPC向けノンリコースローン等)は35号「事業法人向けエクスポージャー」とできる旨を記載していただきたい。 48号「事業用不動産向け貸付」、ある	同上

		<p>いは 51 号口の定義に該当するものであっても、最終的なリスクが事業法人の信用リスクに依拠するものは、35号「事業法人向けエクスポージャー」とできる旨を記載していただきたい。 (例：SPC が事業法人と匿名組合契約を締結しており、SPC のオプション行使により、事業法人が追加出資に応じることで、回収できるスキームとなっている場合等)</p>	
24	第 1 条第 49 号	<p>証券化エクスポージャーおよび株式等エクスポージャーに対する引当金のうち、一般貸倒引当金については適格引当金の対象としていただきたい。</p>	<p>御指摘を踏まえ、修正致しました（見直し後の規制案第 1 条第 5 号参照）。</p>
25	第 1 条第 49 号	<p>デフォルト債権のディスカウント部分も適格引当金の対象としていただきたい。</p>	<p>内部格付手法において、デフォルト債権のディスカウント部分は、適格引当金として取扱うことがバーゼルⅡにおいて認められているところです。しかしながら、LGD につき当局設定値を用いる基礎的内部格付手法において、デフォルト債権のリスク管理の適切性、及び購入債権のディスカウント部分との取扱い関係の整理の観点から、引続き検討していく予定です。</p>
26	第 1 条第 49 号	<p>条文では、一般貸倒引当金、個別貸倒引当金、部分直接償却額、特定海外債権引当勘定のみが、限定列举されているが、実際には、他にも、貸倒引当金に類似した性質を持つものとして、債権売却損失引当金などがある。</p>	<p>その他の引当金についての取扱いについては今後検討し、必要に応じ規制素案の修正や解釈集等の中での明確化を図っていきたいと考えています。</p>
27	第 1 条第 51 号 (イ)	<p>最終文書において、各国当局により類型等が示されることとなっているが、「他の特定貸付債権に比べ損失のボラティリティが高い事業用不動産の取得に対する信用供与」に関しては、当局サイドより、該当がない場合も含めて具体的な類型等が示されるとの理解でよいか。</p>	<p>規制素案第 1 条第 51 号イの要件に該当する信用供与は「ボラティリティの高い事業用不動産貸付」の一つに該当すると考えており、同イに該当する信用供与を類型化する試みは現時点で行っていません。各金融機関においては、自ら当該要件に該当する信用供与の有無を判断し、もしあれば、そのように区分することが期待されています。なお、今後の審査・検査等を通じて当局により同イに該当する信用供与を類型化することが好ましいと判断するに至った場合には、規制素案等においてそのような類型化について検討を行う予定です。</p>

28	第1条第51号(口)	「ただし、債務者が信用供与者以外の第三者から相当程度の株式等エクスポージャーを通じた資金の提供を受けている場合を除く」とあるが、「相当程度」の判断については銀行側で定性的な観点も含めて説明可能なものであればよく、今後、特に数値基準等は示されないと理解でよいか。	規制素案第1条第51号口ただし書きにいう「相当程度」については、見直し後の規制案においても数値基準を設けておりません。同ただし書きは、当該株式等エクスポージャーによる信用供与が「相当程度」であるか否かの立証責任が一次的には金融機関にあることを前提とした規定です。なお、今後、必要に応じて、一定の基準を設けることを検討致します。
29	第1条第52号	中堅中小企業向けエクスポージャーの定義にある「売上高」の判定にあたっては、同一グループに属するものとして管理している場合は、連結の売上高に加え、保守的に売上高を合算した数値の使用も認めていただきたい。	一般に、単独の売上高を合算する方法は、連結売上高を用いるより保守的であると考えられますが、このように代替的で簡便な計算方法を用いることが、規制資本の算出の手法として求められている水準よりも保守性であることを説明できる限りは、単独の売上高を合算した数値を連結売上高に代えて用いることは妨げられません。
30	第1条第1項第52号	中堅中小企業向けエクスポージャーの定義に係る「売上高」について、「当該事業法人が連結財務諸表を作成している場合及び内部格付手法採用行が同一のグループに属するものとして管理している場合は連結の売上高をいう。」とされているが、「当該事業法人が連結財務諸表を作成している場合等、内部格付採用行が・・・」等含みを持たせた記載に変更し、各行の内部管理を尊重していただきたい。	売上高に関する連結ベースでの情報が入手できない場合において、例えば入手可能な情報を基に連結ベースの売上高を推計することも、これに算出される所要自己資本の総額が、実際の売上高を用いて算出されるであろう所要自己資本の総額と比較して、十分に保守的であることが合理的に説明できる限りは、妨げられないものと考えています。詳細については、今後、解釈集等の中で明確化したいと考えています。
31	第1条第1項第53号イ	事業法人向けエクスポージャーに含まれるいわゆるアパートローンにおけるアパートは、当該事業法人向けエクスポージャーについての適格不動産担保に含まれるとの理解でよいか。	御指摘のとおりです。
32	第1条53(口)	アパートローン(実質個人の資産管理会社を含む)の場合、債務者の業績が即不動産価値(収益還元法)に跳ね返り、担保による保全を全くみられないことになるが、そのような意図であるのか確認させていただきたい。	アパートローンの類型毎に検討が必要であり、一般論として回答するものではありませんが、例えば、資産管理会社が不動産を取得し、当該不動産に責任財産を限定して融資を実行しているような場合、または、当該不動産以外に返済の原資を有しない場合についていえば、御指摘のとおりです。
33	第1条第54号(イ)	割引手形取引を債権担保付として取扱う場合、割引実行日から手形期日までの期間を当初満期1年の判定に代替す	振出日が白地のために振出日から手形期日までの期間が不明である場合は、御指摘の取扱いで差し支えありませ

		ることを認めていただきたい。	ん。
34	第1条第60号(二)	<p>「プールに含まれる購入債権のうち、最大のものが総額に占める割合が3パーセント以内であること」とあるが、具体的な数値を削除いただきたい。やむを得ず、数値を盛り込む場合には、上限制限の判定時期を債権購入時のみとした上で、実務上相対的に影響度が低くなると思われる5パーセント以上の水準に変更していただきたい。</p> <p>まず、分散プールの集中制限はプールに含まれる資産の種類・特性・劣後や留保等のスキーム上の設定を踏まえて決定するものであり、単一の数値を設定することは実務に馴染まないと考える。例えば、優先劣後構造による優先部分の買取において劣後部分を手厚くすることで集中制限の許容度も広がるはずである。</p> <p>次に、かかる実務上の実態を無視して「3パーセント」の集中制限が適用された場合、大企業に比べて一般的に取引先数の少ない中堅・中小企業に対して債権流動化市場へのアクセスを大きく制限することとなり、本邦における債権流動化市場の育成に大きな障害になると危惧される。(市場への影響は金額ベースで概ね6,000億円を下回らないと推定される)</p> <p>また、取引先への説明が必要となるため、数値の算出根拠を明確に公表することを要望すると同時に、外国金融機関(特に、内部評価方式を適用する欧米金融機関)に課せられる基準との平仄にも配慮し、本邦金融機関が不利な取扱いとならないことも配慮いただきたい。</p> <p>更に、当該基準値が適用される場合でも、「プール債権購入時」のみを判定時期としていただきたい。</p>	<p>第三者より購入した事業法人等向けエクスポージャー(購入事業法人等向けエクスポージャー)については、基本的に個々のエクスポージャーごとに信用リスク・アセットの算出が求められます。</p> <p>もともと、金融機関内部のリスク管理実務を踏まえ、一定の要件を満たしたエクスポージャー(適格事業法人等向けエクスポージャー)に関しては、リテール向けエクスポージャーと同様にプール単位での信用リスク・アセットの算出が認められています。「プールに含まれる購入債権のうち、最大のものが総額に占める割合が3パーセント以内であること」という要件は、こうした適格事業法人等向けエクスポージャープールが少数の債権によって構成され、本来個々のエクスポージャー単位で信用リスク・アセットを算出することが可能であるにも拘わらず、プール単位での算出を行うことを抑止するために導入されているものです。</p> <p>具体的な数値(3パーセント)については、市場慣行や他国の動向等を踏まえ提案させていただきましたが、銀行実務に未だバラツキがあることに鑑み、金融機関自身が適格事業法人等向けエクスポージャープールの集中度が低いことを疎明することを前提に、特定の数値を設定せず、当該プールの分散度が高いことを求めるよう、修正致しました(見直し後の規制案第1条第64号参照)。</p>
35	第1条第60号(イ)	<p>適格購入事業法人等向けエクスポージャープールの定義にある「直接又は間接に信用供与」という表現について、明確化のため表現を見直していただきたい。</p>	<p>御指摘の趣旨を踏まえ、今後、「直接又は間接に信用供与」の内容を明確化するよう、検討していく予定です。</p>

36	第1条第60号、第76号	第1条76号ホについては、「流動性補完の対象となる証券化エクスポージャーに適格格付機関が格付を付与している場合は、信用供与の実行時において当該証券化エクスポージャーに付与された当該格付の平均が投資適格以上であるときに限り信用供与が実行されるものであること。」と規定することを希望する。	適格流動性補完は、裏付けとなる資産のプールに対してではなく、いわば原資産のプールが「加工された」証券化エクスポージャーに対して提供されるものとされており、これが投資適格未満の部分に対して提供されうる場合は、優遇的な掛目（CCF）を用いることを認めない趣旨です。
37	第1条第62号	購入した貸付債権も対象に含まれる場合、「購入債権の債務者の譲渡人に対する債権を自働債権、当該購入債権の譲受人が保有する購入債権を受働債権とする相殺」を希薄化リスクの対象からはずしていただきたい。少なくとも「譲渡人が金融機関である場合を除く」としていただきたい。	譲渡人が金融機関であっても、逆相殺リスクは存在し得るため、「購入債権の債務者の譲渡人に対する債権を自働債権、当該購入債権の譲受人が保有する購入債権を受働債権とする相殺」は、希薄化リスクの対象となります。
38	第1条69項	本素案第1条69項本文「原資産に係る信用リスクを優先劣後構造の関係にある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部又は全部を第三者に移転する性質を有する取引を言う。」の要件を満たすある取引におけるエクスポージャーが、特定貸付債権に該当する場合（つまり、第1条第45乃至48項のいずれかに該当する場合）には、当該エクスポージャーは、第八章証券化エクスポージャーの取扱いの適用対象外である点を確認させて頂きたいと存じます。	御指摘のとおりです。なお、標準的手法については、但し書きの適用はありません。
39	第1条73号	証券化目的導管体に信託は含まれるとの理解でよいか。	御指摘のとおりです。
40	第79条（派生商品取引）	標準的手法には、「日々の値洗いによる証拠金を必要としている取引所取引」と「原契約期間が十四日以内の外国為替関連取引」を与信相当額に含めないことが明記されたが、内部格付手法には同様の定めはないのか。特に前者。	御指摘の趣旨を踏まえ、修正致しました（見直し後の規制案第157条第4項及び第165条第5項参照。）。
41	第145条～第150条附則等	平成17年9月に予定されている「採用する手法の届出」においては、基礎的内部格付手法と先進的内部格付手法の同時届出を可能としていただきたい。	先進的内部格付手法採用予定行が、平成20年3月末に先進的内部格付手法の承認が得られない場合を想定し、平成17年9月に予定されている「採用する手法の届出」において、予備的に基礎的内部格付手法の採用に関する届出、予備計算及び承認申請を行うことは差し支えありません。

42	第145条～ 第150条 附則等	平成20年3月末からの先進的内部格付手法の実施を計画しており、平成18年度中に基礎的内部格付手法の承認申請を行わず、平成19年3月末において現行規制による開示を行った場合においても、結果的に平成20年3月末における先進的内部格付手法適用の承認が取得できなかった場合でも、基礎的内部格付手法適用の要件を満たしていれば、平成20年3月末からの基礎的内部格付手法の適用を認められる枠組みとしていただきたい。	御指摘の点については、先進的内部格付手法採用予定行が予備的に基礎的内部格付手法の採用に関する届出、予備計算及び承認申請を行うことは可能ですので、このような対応により解決される問題と考えています。
43	第146条第 2項第6号 (承認申 請書の提 出)	承認申請書提出時点でスケーリング・ファクターは決定しているのか。それとも、初回の承認申請書提出については、別途、経過措置が講じられるのか。	スケーリング・ファクターとは、新規制の最低所要自己資本の全体的な水準をほぼ現状どおりとするために、信用リスク・アセットの額に乗じられる一定の係数のことをいいますが、現時点において、その数値については規制素案第2条第3項他の記載に従い、「1.06」に基づき計算することとなっています。今後、本年9月以降に実施予定の国際的な水準調整(QIS5)の結果を踏まえて、変更される可能性があります。
44	第146条第 3項(承認 申請書の 提出)	「事業単位」の定義は定めないのか。	「事業単位」とは、法人又はそれに準ずる事業体を想定しています。もっとも、事業部制をとっており、リスク管理も事業部単位毎に行っているような場合については、こうした事業部も「事業単位」に含まれるものと考えられないではありません。原則として内部格付手法採用行は、内部格付手法を全ての資産について適用することが求められていること(規制素案第151条第1項)に鑑みれば、法人より細分化された単位で適用除外や段階的適用を行う場合には、単に自己資本比率を高く算出する目的から恣意的な区分を行なうものでないか、十分に留意する必要があります。具体的には、合併に伴い、従来法人単位であったものが事業部単位で管理されるに至った場合や、事業部制を長期間にわたりデフォルト確率(PD)等の推計単位としているなど、当該事業部制が相当程度長期にわたって一貫して維持されている場合等に限られるものと考えられます。
45	第147条 (予備計 算)	一連の承認手続の過程である、予備計算の届出、予備計算結果の提出等の手続初期段階における提出書類の完成度、要求水準については、柔軟に対応していただきたい。	規制素案第147条第3項に「準じた」としてしているのは、予備計算の届出を通じて、承認申請時に要求される水準まで徐々に完成度を高めていただく趣旨によるものです。なお、内部格付手法の採用は各金融機関の任意の判断に委ねられています。予備計算期間における

			準備状況の進展に照らして、準備が十分に整った段階で承認申請していただくことが期待されています。
46	第 151 条 (内部格付手法の適用)	第 151 条において「内部格付手法採用行は、すべてのエクスポージャーについて内部格付手法を適用しなければならない。」と記されていますが、信用リスクモデルの作成が困難なエクスポージャーについては、外部格付けを採用できるようにしてはいかがでしょうか。	内部格付手法においては、PD、LGD、EAD の推計の際に、一定の条件を満たすことを前提に外部格付等の外部情報を利用することは排除されていません(例えば規制素案第 220 条第 1 項を参照)。 また、ソブリン向けエクスポージャーなど、金融システム全体でデフォルト実績が少なく、PD 等の推計や検証に実務上困難な場合がありますが、認識しており、現在、バーゼル委の新規制実施作業部会 (AIG) において、民間金融機関との意見交換を踏まえつつ検討が進められています。バーゼル委と民間金融機関との意見交換には全国銀行協会や我が国の金融機関も参加していますが、バーゼル委での議論を踏まえた運用を図っていく予定です。
47	第 153 条 (適用除外)	同一資産区分あるいは同一勘定科目内の一部のエクスポージャーについて、重要性の原則および一貫性を有する運用を前提に、適用除外とする取扱としていただきたい。	内部格付手法採用行が、同一資産区分あるいは同一勘定科目内の一部のエクスポージャーについて、標準的手法を適用することについては、特に恣意的な所要自己資本の操作につながり易いことから、規制素案第 153 条第 1 項に記載された重要性の原則を満たしていても、個々の事例を踏まえた上で限定的にしか認められ得ないものと考えています。 例えば、子法人等の一つのクレジットカード会社の事業法人向けエクスポージャーについて(あくまで例示です)、内部格付手法の適用が実務上困難なため、当該子法人の事業法人向けエクスポージャーについて標準的手法を適用することが認められるかについては、少なくとも以下の点が満たされているよう求めることを検討しています。 一 当該子法人が既存の業務を縮小した、又は新たな業務を開始した等の事由により、PD の推計が困難である等、内部格付手法を適用できない合理的な理由があること。 二 当該子法人の事業法人向けエクスポージャーのリスク特性に鑑みて、標準的手法のリスク・ウェイト(例えば、無格付の事業法人向けエクスポージャーに該当すれば 100%)を適用することが不当な所要自己資本の低下につながらないことを金融

			<p>機関が疎明できること。 具体的にどのようなエクスポージャーについて、上記のような取扱いを認めることが適切であるかについては、今後、解釈集等の中で明確化を図る予定です。</p>
48	第153条第1項（適用除外）	<p>適用除外の基準となる「信用リスク・アセットの総額」とは、内部格付手法採用行の連結対象資産（内部取引相殺後のベース）に対する「信用リスク・アセットの総額」との理解でよいか。また、当該信用リスク・アセット額は、採用しようとする手法により（適用除外の対象となるであろう事業単位ないし資産区分については、標準的手法）算出するとの理解でよいか。</p>	<p>連結自己資本比率の算出においては、御指摘のとおりです。なお、単体自己資本比率の算出においては、単体の「信用リスク・アセットの総額」がベースとなります。</p>
49	第155条、第326条	<p>信用リスク、オペレーショナル・リスク各々で規定されている適用手法移行時のフロアの考え方を明確化していただきたい。</p>	<p>御指摘の趣旨を踏まえ、修正致しました（見直し後の規制案第13条及び附則第9条参照）。</p>
50	第156条、第157条第1項第1号	<p>適格引当金の合計額と期待損失額の合計額の差額について、補完的項目あるいは控除項目に算入することとしているが、金融検査マニュアルにおける貸倒引当金と本枠組みでは、デフォルトの定義や損失の範囲などが異なっているが、この点について、どのように考えているのか方向性をお示しいただきたい。 （金融検査マニュアルに記載されている「償却・引当基準」が改定される可能性があるのか。見直しが行われるのであれば早急に示していただきたい。）</p>	<p>新しい自己資本比率規制の導入に合わせて、告示、監督指針、解釈集等の改正等を踏まえた検査マニュアルの改正等の態勢整備を行う予定です。</p>
51	第158条第1項、第223条第6項	<p>基礎的内部格付手法における EL_{default} は $45\% (=LGD)$ という理解でよいか。</p>	<p>基礎的内部格付手法採用行は、事業法人等向けエクスポージャーの LGD について当局設定値を使用することが認められております。御指摘の通り、当該事業法人等向けエクスポージャーがデフォルトした場合についても LGD については当局設定値である 45% を利用することが認められます。また、この場合においては、現在のところ、EL_{default} の推計を義務づける趣旨ではありません。 他方、本条項は、現在バーゼル委で行われている LGD の推計に関する議論に密接に関連する条項でもあり、今後バーゼル委での議論を踏まえつつ、必要に応じ規制素案を改訂する予定です。</p>
52	第159条（一般貸倒引当金の配分）	<p>標準的手法のみを用いる標準的手法採用行又は当該標準的手法採用行の連結子法人等が計上する一般貸倒引当金は、標準的手法により算出される信用リスクに対応する部分にのみ</p>	<p>標準的手法において、一般貸倒引当金については一定の上限まで補完的項目に算入でき、また、個別貸倒引当金に相当する額についても信用リスク・アセットの算出対象から控除</p>

		「用いる」ものとするがあるが、標準的手法で貸倒引当金を「用いる」ような用途はあるのか。	ができるという意味において、「用いる」ことが可能です。
53	第 158 条 第 160 条	<p>内部格付をスロットティング・クライテリア（SC）へ割り当てる方法については各金融機関のプラクティスを重視するとともに、共通認識を持つための意見交換の場を設定していただきたい。意見交換における論点としては、以下を想定している。</p> <p>—SC のリスク判定ガイドラインの位置付、活用方法</p> <p>—SC と内部格付、外部格付のマッピング</p> <p>—マッピングの合理性が承認されるプロセス、等</p>	<p>バーゼルⅡにおいて、スロットティング・クライテリア（SC）に示された考え方を取り入れるにあたっては、国内の金融機関の実務とあるべき信用リスク管理に照らしてどのような取扱いが適当か、という観点を出発点とすべきであると考えています。このような観点からは、スロットティング・クライテリアは当局が一律に設定すべきものではなく、まずは金融機関の内部管理の実務において用いているリスクの判定方法を尊重すべきと考えています。それに対して、当局は、バーゼルⅡの付属文書 4 に照らして考慮すべきと考えられる要素が、当該内部管理の実務に取り入れられているかを審査するという役割を担うべきであり、審査にあたっても杓子定規に各項目を適用することは必ずしも適当でないと考えられます。</p> <p>例えば、審査の過程において、付属文書上はスロットティング・クライテリアの一項目として掲げられているが、内部管理上は利用されていない判定項目があったとしても、当該項目を用いることがリスクを計測する観点からは必ずしも合理的でないこと、または、それに代わる代替的指標を用いており、そちらの方が優れていることを説明できれば、必ずしも当該項目をスロットティング・クライテリアとして利用する必要はないと考えられます。当該項目は内部リスク管理のあり方を検討した結果、採用しないことになったのであり、全く考慮していない場合と同列に評価すべきものではないと考えられます。また、ある項目がスロットティング・クライテリアに照らして「弱い」と判定されたとしても、その他の項目によって当該「弱い」部分が補われる関係にある場合には、総合的には当該「弱い」部分にリスク・ウェイトが「引きずられる」ものではないことについて合理的な説明を行うことも可能であると考えられます。</p>
54	第 160 条 第 215 条	ソブリン向けエクスポージャー等デフォルト実績が少なく、統計的な手法では PD・LGD・EAD が推計できないエクスポージャーについては、専門家の判断、市場の指標との比較、他の格付制度へのマッピング等による推計、な	内部格付手法においては、PD、LGD、EAD の推計の際に、外部格付等の外部情報を一定の条件を満たすことを前提に利用することは排除されていません（例えば見直し後の規制案第 213 条第 1 項第 2 号を参照）。

		いしは標準的手法の準用による簡便な手法の適用等の柔軟な対応を認めていただきたい。また、その枠組みを作るための民間金融機関との意見交換の場を設けていただきたい。	また、ソブリン向けエクスポージャーなど、金融システム全体でデフォルト実績が少なく、PD等の推計や検証に実務上困難な場合があり得ることは認識しており、現在、バーゼル委の新規制実施作業部会(AIG)で、民間金融機関との意見交換を踏まえつつ検討が進められています。バーゼル委と民間金融機関との意見交換には全国銀行協会や我が国の金融機関も参加していますので、AIGでの議論を踏まえた運用を図っていく予定です。
55	第160条 (事業法人等向けエクスポージャーの信用リスク・アセットの額)	第160条第6項を新設し、外部格付のある事業用不動産向け貸付けについては第263条を準用することが望ましいと考える。 「6 適格格付け機関の付与する格付を有する事業用不動産向け貸付けの信用リスク・アセットの額を算出するに当たっては、内部格付手法採用行は、前三項の規定にかかわらず、第二百六十三条の各号に定めるリスク・ウェイトを当該事業用不動産向け貸付けエクスポージャーの額に乗じて得た額を信用リスク・アセットの額とすることができる。」	事業用不動産向け貸付けは、証券化でなく、事業法人等向けエクスポージャーの一部を構成するものです(見直し後の規制案第1条第47号参照)。このため、格付のある事業用不動産向け貸付けの場合は、証券化の取扱いの一つである第263条を準用するのではなく、外部格付と内部格付とのマッピングを行い、第160条の算式を用いて信用リスク・アセットの額を算出するか、スロットティング・クライテリアの利用が求められます。
56	第161条 (事業法人等向けエクスポージャーに保証又はクレジット・デリバティブが付された場合の取扱い)	基礎的内部格付手法の場合は、被保証部分のリスク・ウェイトがPDだけではなくLGD・算式も保証人・プロテクションの提供者のものに代替されるのに対し、先進的内部格付手法においては、保証またはクレジット・デリバティブを勘案したPDまたはLGDを適用することができるが、算式は代替できない。PDを調整した場合は、LGDについては当該債務者に対する保証の無い与信と同等のLGDを推計することが必要という理解でよいか。	先進的内部格付手法採用行において、保証又はクレジット・デリバティブの効果を勘案する方法として、保証人等のPD、LGD及びリスク・ウェイト関数を保証人のものに代替する方法と、PD又はLGDを調整する方法があります(見直し後の規制案第154条第1項及び第2項参照)。なお、PDを調整した場合は、LGDについては保証のない原債務者向け与信と同等のLGDの推計が必要です。
57	第161条第1項 (事業法人等向けエクスポージャーに保証又はクレジット・デリバティブが付された場合の取扱い)	最終文書(パラグラフ302)では、保証人のPDがA-相当以上であることを適格保証の要件としているが、告示素案の記載では格付のマッピングのみに要件があるように読めるため、当該箇所を見直していただきたい。	御指摘の趣旨を踏まえ、修正致しました(見直し後の規制案第154条第1項参照)。

58	第161条第1項（事業法人等向けエクスポージャーに保証又はクレジット・デリバティブが付された場合の取扱い）	第1項は「内部格付手法採用行」に適用されることになっているが、第2項で「先進的内部格付手法採用行」について定めているので、第1項は明らかに「基礎的内部格付手法」に限定した適用ではないのか。	第1項は、保証効果の勘案について、保証人のPD、LGD及び保証人の関数で置き換えることを規定したのですが、この規定の利用は、基礎的内部格付手法採用行のみならず、先進的内部格付手法採用行にも認められています。
59	第161条第4項（事業法人等向けエクスポージャーに保証又はクレジット・デリバティブが付された場合の取扱い）	第161条第4項において、同条第1項および2項に準用される条項（保証、クレジット・デリバティブの条件）のうち、第128条、第129条は、各々、適格な保証人またはプロテクションの要件、およびリスク・ウェイトの置き換えの記述であり、第2項については準用できないことから、見直していただきたい。	御指摘の趣旨を踏まえ、修正致しました（見直し後の規制案第154条第4項参照）。
60	第163条第4項1号イ（事業法人等エクスポージャーのLGD）	現行の金融検査マニュアルでは、「登記留保を行っていることに合理的な理由が存在し、登記に必要な書類が全て整っており、かつ、直ちに登記が可能な状態となっているもの」に限り、一般担保として取扱って差し支えない」とある。実務上、登記留保としているものもあり、上記と同程度の条件を満たす登記留保は含むことが適切と考える。	適格不動産担保が付されている場合、当該不動産からの回収が見込めることに鑑み、LGDを低く調整することが認められています。適格不動産担保というためには、実際に当該不動産からの回収ができると判断するのに相応しいだけの手続がなされていることが求められます。このような観点からは、信用供与を行った時点において、第三者対抗要件を具備していることが望ましいこととなります。他方、信用供与の実行時においていわゆる登記留保をしていたとしても、直ちに「適時かつ適切に登記されて」いないと判断する趣旨ではありません。しかしながら、金融機関において、実際に登記を信用供与の実行時に速やかに行わなかったことに起因して、当該不動産からの回収ができないという事例が生じている場合には、当該金融機関は「適時かつ適切に」の要件を満たしていないのではないかと疑義を生ぜしめることになるものと考えています。
61	第163条第4項1号ハ	不動産の「公正な価値」の概念は明確なものがあるのか。本邦では、fair valueの概念は	本条項は、適格不動産担保による信用リスク削減効果が過大である場合には、所要自己資

	(事業法人等エクスポージャーのLGD)	金融商品にはかなり浸透しているものの、不動産に関しては、もっと具体的な基準又は定義が要るのではないか。	本が実態に比べて過少に算出される弊害を防止するために設けられたものです。このような観点から、ここにいう時価とは、一般的な不動産の流通市場において、独立した第三者との間で取引の成立しうる価額をいうものと考えられます。実際の回収の局面においては、限られた期間で売却することに伴う減価が生じることもありうるのですが、このような減価を織り込んで過少に評価することを当然に要求するものではありません。
62	第163条第4項第1号(二)(事業法人等エクスポージャーのLGD)	最終文書(パラグラフ509)の「頻繁な再評価」では、「統計的な評価手法(例、住宅価格インデックスの参照やサンプル調査)は推計値を更新したり、価値が低下し再評価を必要とする担保を識別するために、用いてもよい」と記載されている。これは、統計的な評価手法による推計値の更新も、告示素案のいう「不動産の担保評価」に該当するとの主旨であると解するが、その理解でよいか確認させていただきたい。	(二)の前段については、統計的手法を用いることは差し支えありません。他方、後段については、見直すべき事例の一時的な洗い出しのために統計値との比較を利用するのは差し支えありませんが、それをもって最終的な推計値とすることを当然に認める趣旨ではありません。
63	第163条第4項第1号(ホ)(事業法人等エクスポージャーのLGD)	適格不動産の運用要件として、「適格不動産の種別及び種別ごとの信用供与の方針(金利等の条件への勘案を含むが、これに限らない。)を明らかにした書類を備え置いていること」が求められているが、要件として過剰である。あくまで例示的な記載にとどめていただきたい。	御指摘の趣旨を踏まえ、修正致しました(見直し後の規制案第156条第4項第2号ホ参照)。
64	第163条第4項第1号(ヘ)(事業法人等エクスポージャーのLGD)	不動産に対し物理的な保全措置を講じることは不可能であり、定期的な実査を行い現状を確認していれば十分ではないか。また、これが火災保険等の付保のことを指すのであれば、大手行を中心に火災保険への質権設定は減少してきており、借地権担保のように債権保全上大きな影響がある場合以外には、質権設定を義務付けるべきではないと考える。	火災保険の付保及び質権設定は、本条項を充足するための有効な手当ての一つと考えられますが、当然に必要とされるものとは考えていません。例えば、損害や劣化が生じた際に報告義務を課しつつ、必要に応じて追加担保を請求するなどの措置をとることが実務慣行として確立しており、仮に追加担保が得られないような場合には、信用リスク削減の効果を見直すといった態勢が整備されていれば、本条項を満たすと評価できると考えられます。
65	第163条第4項第2号(事業法人等エクスポージャーのLGD)	手形担保については、標準的手法においては「取立未済手形」として商手担保取引が優遇されている(第66条)一方で、内部格付手法においては、「適格債権担保」の枠組みで扱うものと解されるが、手形担保は我が国特有の金融慣行であり、最終文書と同等の運用要件で規定されると、民間金融機関に対し過度の実務負担を強いることとなるため、以下の通	金融機関が割引手形を所持しており、かつ、銀行取引約定等により手形の買戻特約が設けられているのであれば、担保契約に相当する文書は必ずしも要しないものと考えられます。

		り要件を緩和していただきたい。 —割引手形における「担保権設定」規定の免除、等	
66	第163条第4項第2号 (事業法人等エクスポージャーのLGD)	適格債権担保に対し被担保与信額を上回る差額を確保することは、「根担保」、「部分保全」が極めて一般的な本邦金融慣行上必ずしも合理性がなく、また、銀行のエクスポージャーと合算した全体の集中リスクを勘案することは、実務上困難であり、当該項目を推奨条項としていただきたい。	適格債権担保は、必ずしも被担保債権の額を上回ることを要するものではありません。被担保債権の額に対する適格債権担保の額の割合に応じて、低いLGDを利用できる範囲が異なることとなります。
67	第163条第4項第3号 (ロ)(事業法人等エクスポージャーのLGD)	適格その他資産担保の運用要件の1つに「担保権の順位が第一順位であること」とあるが、船舶担保等、実質不動産担保と同じ扱いが可能である場合があり、また、その他担保は1/1.4の掛目があり、規制上も担保されている。当該箇所を運用要件とはしないこととしていただきたい。	基礎的内部格付手法採用行は、先進的内部格付手法と異なり、担保として認められる資産が限定されております。このうち、適格その他資産担保は、適格債権担保及び適格不動産担保以外に、一定の運用要件を満たす限りにおいて各国毎に信用リスク削減効果を勘案することが認められるものです。御指摘の「第一順位であること」は、その他資産担保の信用リスク削減効果を勘案するのに必要な要件の一つとなっております。なお、我が国においては金融機関の意見も踏まえ、航空機、船舶及びゴルフ会員権についてこのような要件のもとに認めるべく検討を進めております。
68	第163条第4項第3号 (ハ)(事業法人等エクスポージャーのLGD)	本邦金融慣行では「根担保」が極めて一般的であり、適格その他資産担保の詳細を金銭消費貸借契約に盛り込むことは必ずしも実務に合わない。金銭消費貸借契約上だけでなく、金融機関内部の一般ルールとして担保の評価方法・評価頻度等を規定することをもって運用要件を満たしているとしていただきたい。	その他資産担保が設定されている場合は、担保となる資産からの回収が見込まれることに鑑み、低いLGDを利用することが認められています。御指摘の要件は、担保となる資産からの回収を確実なものとするためには、担保となる資産の劣化に応じた対応策(増担保等)を設けることが考えられるところ、その前提として担保の評価が必要となることを考慮して設けられたものです。 我が国においては、銀行取引約定書においてこのような担保の評価及び担保となる資産の劣化への対応策が設けられている場合があり、本条項をもって、必ずしも個々の融資契約書において担保となる資産の評価について詳細な規定を設けることを要求するものではありません。具体的にどのような場合について本条項を満たすと言えるか否かについては、金融機関における実務も踏まえて検討を進めております。
69	第163条第4項第3号 (ニ)(ホ)(事業法	本邦金融慣行は「根担保」、「部分保全」が極めて一般的であり、適格その他資産担保に関し、「エクスポージャーの額に応じた適切な担保の額」に係る方針を策定することは、本邦	本条項は、低いLGDを利用するにあたっては、実際に金融機関の実務上信用リスクが削減したと判断する場合に限るべきことに鑑み、規定されたものです。「根担保」の場合には、個々

	人等エクスポージャーの LGD)	では必ずしも合理性がない。当該前提に基づく限定的な推奨要件にする等、要件を緩和していただきたい。	のエクスポージャーについて適切な担保の額を定める必要は必ずしもありませんが、少なくとも、他の担保と同様に、また、これらと並んで、根担保の非担保債権の範囲に含まれるエクスポージャーの総額に対して、要求すべき担保の総額の水準、そのた資産の評価の方法、及び、自己資本比率を計算するにあたっての担保額の割り付け方に関する方針を設けるべきものと考えております。具体的にどのような場合について本条項を満たすと言えるかについては、金融機関における実務を踏まえて検討を進めております。
70	第 164 条、 第 172 条	「デフォルト資産のディスカウント」は適格引当金として扱われる（最終案パラグラフ 380）が、EAD 計算に当たって、この部分も「個別貸倒引当金」あるいは「部分直接償却」に含むべき。本案での EAD 定義による問題点は、①パラグラフ 380 に従って「ディスカウント」を引当金とすると、引当金はパー債権を基準に損失額を計算することになるのに対し、EL は（ディスカウント除きの）EAD を基準に計算することになり、引当金が EL_{default} をはるかに上回る事態が生じる。適格引当金に対応する EL_{default} はディスカウント部分も含んだ EAD に対応するものでないと、整合がとれない。②第 163 条および第 171 条に従って、LGD を推定する際に、パーに対する損失率を推計するのが通常であるが、EAD をディスカウント除きとするとディスカウントが幾らになるかによって LGD が変動するため、ディスカウントの変動推計もしなければならないことになる。債券等の時価会計商品の LGD 推計は、時価変動による EAD 変動という不確定要因がひとつ加わって推計の困難さが増す。また、デフォルトする前に時価が下降していれば、LGD は小さくなるということでもいいのか、という根本的な疑問も残る。	内部格付手法において、デフォルト債権のディスカウント部分は、適格引当金として取扱うことがバーゼルⅡにおいて認められているところです。しかしながら、LGD につき当局設定値を用いる基礎的内部格付手法において、デフォルト債権のリスク管理の適切性、及び購入債権のディスカウント部分との取扱い関係の整理の観点から、引き続き検討していく予定です。
71	第 164 条第 3 項（事業法人等向けエクスポージャーの EAD)	最終案パラグラフ 311 にあるように、基礎的内部格付手法における EAD は「標準的手法と同様のもの」となっているが、本項では「第九十四条から第百十八条までに掲げる掛目を乗じる」ことになっている。標準的手法と同様の掛目ということであれば、標準的手法のオフ・バランス取引の与信相当額を規定している「第七十八条」が参照されるべきではないか。	御指摘を踏まえ、修正致しました。（見直し後の規制案第 157 条第 4 項及び第 165 条第 5 項参照。）

72	第165条第2項(マチュリティ)	第165条第2項に、簡易な方法として契約期間を実効マチュリティとする方法が例示されているが、これ以外にも、例えばCF tに利息を含めない方法など、保守的な値になるのであれば簡易な方法も幅広く認めていただきたい。	御指摘のとおりで差し支えありません。もっとも、契約上定められたエクスポージャーの満期以外の簡便な方法を用いて実効マチュリティを推計する場合は、当該推計値が規制素案第165条第1項で定められている算式に基づく実効マチュリティよりも保守的であることを銀行が説明できることが求められます。
73	第165条第6項(マチュリティ)	契約期間はあるが任意の時期に無条件で取り消し可能な事業法人等向けの当座貸越契約のマチュリティは本来1日とすることも考えられうるが、1年のフロアを適用して1年とすることを認めていただきたい。	当座貸越契約の内容によりますが、同契約が、期限の定めがない又は満期が1年以内であるなど、当該契約に基づく信用供与の満期が1年を超えないものであれば、御指摘のとおりで差し支えありません。
74	第165条第6項(マチュリティ)	基礎的内部格付手法を採用する場合には、実効マチュリティを一律2.5年(レポ形式の取引は6か月)とする方法も認めてほしい。	バーゼルIIの枠組みにおいては、国内一律にいずれか一方に統一することが求められており、現時点ではリスク管理実務の現状とリスク管理の高度化を促す観点から、規制素案第165条第1項で定められている算式の利用を基本的に求めております。従いまして、金融機関毎に選択を認めることはできませんが、規制素案第165条第2項に定められているとおり、実務上の困難から同条第1項で定められている算式に基づく実効マチュリティよりも保守的な値を用いることは可能です。
75	第173条(株式等エクスポージャーの信用リスク・アセットの額)	第173条で内部格付手法による株式のリスク・アセット算出方法が記述されていますがこの手法を用いると、株式のリスク・ウェイトが、100%より大きくなることが想定されます。 ①内部格付手法における株式のリスク・ウェイトが標準的手法におけるリスク・ウェイトより大きくなる解釈でよろしいのでしょうか ②新BISの考えとして、内部格付手法にインセンティブを与える、すなわち標準的手法よりも内部格付手法を採用する方が所要自己資本が少ないと伺っているのですが、①が事実ならば、株式については矛盾することになります。	標準的手法と内部格付手法は個々のエクスポージャー毎に選択的に利用できるものではありません。個別のエクスポージャーの取扱いの差異を問題視するのであれば、全て所要自己資本が軽い手法又は重い手法に統一されることになりかねません。バーゼルIIの枠組みの下、標準的手法と内部格付手法では、リスクの感応度において異なるものであり、両手法の間で個別のエクスポージャーの差異のみを問題とすることは、かならずしも適切でないものと考えています。
76	第173条(株式等エクスポージャーの信用リスク・アセットの額)	内部格付手法における株式等エクスポージャーにREITや優先株も含まれるのか明確化していただきたい。私募のREITや優先株は第173条13-2を適用してリスク・ウェイトを100%とすることが可能か。	同条第13項はいわゆる政策保有株(銀行勘定において保有する全ての株式を指す趣旨ではありません。)について、リスク・ウェイトの下限を引き下げる趣旨です。REITは、一般に投資目的であると考えられますので、本条の適用対象にはならないものと考えています。他方、優先株については、その保有目的によって、本条の適用の可否を検討することになります。

77	第 173 条 第 13 項 (株式等 エクスポ ージャー の信用リ スク・ア セットの 額)	第 173 条第 13 項の「リスク・ウェイトは、100%とする」とあるが、原文ではフロアが「100%」となっており、「100%以上」とすべきではないか。	御指摘を踏まえて、修正致しました。
78	第 173 条 (株式等 エクスポ ージャー の信用リ スク・ア セットの額)	第 173 条第 13 項において「上場株式であって、当該株式投資が長期的な顧客取引の一部をなしており、短期的な売買により譲渡益を取得することが期待されておらず、長期的にトレンド以上の譲渡益を取得することが予定されていないもの。」は 100%のリスク・ウェイトとされています。しかしながら、未上場株については 300%以上のリスク・ウェイトが付されることとなります。未上場株が上場株に対してリスクが高いことは承知しますが、成長企業の育成という観点からは、上場株、未上場株に関わらず同等の扱いをすべきと考えます。もし、未上場株を 300%以上とするのであれば、政策保有の上場株ももう少し厳しい規制とすべきではないでしょうか。	規制素案第 173 条第 13 項は、御指摘いただいたような上場株式だけでなく、「非上場株式であって、当該株式投資に対する回収が譲渡益ではなく定期的なキャッシュ・フローに基づいており、トレンド以上の将来の譲渡益又は利益を実現させることを予定しないもの」にも適用されます。意見 77 に対する回答もあわせてご参照下さい。
79	第 173 条第 2 項、第 3 項(株式等 エクスポ ージャー の信用リ スク・ア セットの額)	各株式等エクスポージャーの「ポートフォリオごとに」適用方式を決めることになっているが、第 1 条第 22 号の「ポートフォリオ」の定義によれば、「一又は二以上の取引及び資産の集合」をいうことになっているので、極論を言えば、一つ一つのエクスポージャーごとに適用方式を決めるのも良いか。それとも「ポートフォリオ」は何か共通の要素でくくらなければいけないのか。	規制素案第 1 条第 22 号の「ポートフォリオ」の定義を踏まえると、極論を言えば、個々のエクスポージャーごとに適用方式を定めることは可能ですが、本来のリスク管理のあり方に拘わらず、規制上最も低い所要自己資本を算出するよう適用方式を選択する行動を抑制するため、株式等エクスポージャーの信用リスク・アセット算出の際には、信用リスク管理指針に記載された共通の要素で「ポートフォリオ」をくくることを想定しています。
80	第 173 条第 5 項(株式 等エク スポー ジャー の信用 リスク・ アセ ットの 額)	ヘッジの意味が明確な場合(紐付き管理されている等)に限り、残存マチュリティが 1 年未満の場合もネットイング可能とさせていただきたい。具体的には、以下の文言を第 173 条第 5 項に追記していただきたい。 (対案) 「但し、ヘッジ手段の残存期間が一年未満の場合でも、ヘッジの意味が明確なものに限りネットイングが可能である。」	株式等エクスポージャーは、償還されないことが前提となっているため、例えば PD/LGD 方式では実効マチュリティを最長の 5 年に設定しております(規制素案第 173 条第 9 項)。このため、ヘッジポジション(ヘッジ手段)との間にマチュリティ・ミスマッチが起こり得ますが、ヘッジポジションの残存マチュリティが 1 年未満である場合には、マチュリティ経過後に発生する損失をカバーすることが困難になります。また、規制素案第 6 章第 6 款における信用リスク削減手法においても、マチュリティ・ミスマッチを有する信用リスク

			削減手法は残存期間が契約当初の時点において1年以上であることが求められており（規制素案第136条）、他との平仄の観点からも、ヘッジポジションの残存期間が1年未満の場合でもネットティングを認めることは適当ではないといえます。
81	第173条第5項、第6項（株式等エクスポージャーの信用リスク・アセットの額）	当該条項のキャッシュ及び派生商品取引のショートポジションの取扱いは、「マーケット・ベース方式（簡易手法）」に対するもので、PD/LGD方式では、信用リスク削減（保証）と同様の取扱いとなることを想定しているのか確認させていただきたい。	当該条項のキャッシュ及び派生商品取引のショートポジションの取扱いは、「マーケット・ベース方式」のうちの「簡易手法」だけでなく、「PD/LGD方式」にも適用されます。バーゼルⅡの趣旨を踏まえ、明確に致しました（見直し後規制案第166条第5項参照）。
82	第173条第6項（株式等エクスポージャーの信用リスク・アセットの額）	第173条第6項が株式エクスポージャー全般に関する事なのか、簡易手法に限定された事なのか不明確である。 もし前者であるならば、告示案の173条6項と8項が矛盾した内容となっている。内部モデル法を採用する場合は、第6項が適用外であることを明記すべきである。 また、PD/LGD手法においても、BISのパラグラフ353,355においてヘッジポジションによる相殺が認められていると思われるこの部分とも矛盾する。	第173条第5項および第6項は、「マーケット・ベース方式」のうちの「簡易手法」と、「PD/LGD方式」にも適用されます。「マーケット・ベース方式」のうちの「内部モデル手法」には適用されません。御指摘を踏まえ、修正致しました（見直し後の規制案第166条第5項参照）。
83	第173条第7項（株式等エクスポージャーの信用リスク・アセットの額）	「四半期の収益率と適切なリスクフリーレートとの差につき、…」とあるが、モデルによって対応が様々であるため、金融機関の内部モデルを尊重する柔軟な表現に見直しいただきたい。	御指摘を踏まえ、今後の各モデルの特性を適切に考慮できるような表現を検討して参ります。
84	第173条第7項 第174条	ファンドについては、そのポートフォリオ構成、ストラクチャー等区々であり、個別典型事例に関する当局、民間の共通認識を醸成するために意見交換の場を設定していただきたい。 論点例は、以下の通り。 —ファンドに対する内部モデル手法の適用可否 —株式以外の資産が大半を占めるファンドに対し、大半を占める資産のリスク・ウェイトをファンド全体に適用可否 —裏付資産の一部について内容が不明な場合	ファンドの取扱いにつきましては、規制素案を修正致しました（見直し後の規制案第167条参照）。

		の取扱い —ファンドの構成にデリバティブ等によるヘッジがある場合の取扱い、等	
85	第173条7項(株式等エクスポージャーの信用リスク・アセットの額)	ファクターモデルを採用する場合には当該ファクターモデルでリスク・アセット計算を行う対象ポートフォリオ全体に対してフロアレベルが適用されるものであり、分解された個別の株式ごとにフロアが適用されるものではないと解されるが如何か。	フロアは個別の株式にかかります。もっとも、実務上の負担に鑑み、所要自己資本算出の際は、対象ポートフォリオからフロアを適用する株式を除いたベースでの算出を認めるよう検討しています。
86	第173条10項、11項(株式等エクスポージャーの信用リスク・アセットの額)	第173条第10項および第11項について、「前項において、内部格付手法採用行は、株式等エクスポージャーの対象となる事業法人等向けエクスポージャーを保有しておらず、かつ、当該事業法人のデフォルトに関する十分な情報を持たない場合」と第一文を修正していただきたい。 また、上場企業については、上場されていることをもって、十分な情報が得られるものであると解釈すべきであると考えられるが如何か。	御指摘を踏まえ、修正致しました(見直し後の規制案第166条第10項参照)。 一方で、上場企業の公開情報のみをもって相対の信用供与が実行されるわけではないとすれば、上場企業であることのみをもって「十分な情報がある」と判断することは難しいものと考えております。
87	第173条第13項(株式等エクスポージャーの信用リスク・アセットの額)	当該項における、「短期的」、「長期的」、「期待」、「トレンド」等の文言の意味及び実務面における運用(解釈)については、業務実態を踏まえ、今後の議論のなかで明確化していくということによいか。	同条項は、キャピタルゲインのみを目的とするものではなく、長期的な視点から顧客との関係を維持することを目的として保有する株式について、リスク・ウェイトの下限を引き下げることを意図するものです。 今後必要があれば、解釈集等で明確化を図っていきたく考えています。
88	第174条(信用リスク・アセットのみなし計算)	別紙1の2ページ目には第174条のタイトルとして「第四款 ファンド(第百七十四条)」となっているが、同91ページ目のタイトルは「第四款 信用リスク・アセットのみなし計算」となっている。どちらが正しいのでしょうか。	御指摘を踏まえ、「信用リスク・アセットのみなし計算」に統一する形で修正致しました(見直し後の規制案目次、及び第167条参照)。
89	第174条(信用リスク・アセットのみなし計算)	この条文が対象とする金融商品は「ファンド」という解釈でよろしいのでしょうか。もしもその場合一部のファンド(オルタナティブ、代替資産)のように中身が不明なものは、第174条第4項が適用され、内部格付手法採用行は400%が適用されるという考えでよいのでしょうか。 また、JGB リパッケージ債やCB リパッケージ債などはファンドと同様にリパッケージされた元の資産(国債やCB)のリスクのみを考慮すればよろしいのでしょうか。それともこう	ファンドの取扱いについては、規制素案を修正致しました(見直し後の規制案第167条参照)。 なお、代替投資、リパッケージ債は多義的に用いられており、一概には回答できませんが、今後必要に応じ解釈集の中で取扱いの明確化を図る予定です。

		<p>した商品は内部のリスクを分解して、スワップ・カウンターパーティーのリスク、JGB やCB のリスクなどに分けることになるのでしょうか。</p> <p>こうした、複雑な商品についてのガイドラインを提示していただけると幸いです。</p>	
90	第 174 条 (信用リスク・アセットのみなし計算)	<p>ファンドへのエクスポージャーを単一の株式等エクスポージャーと認識し、株式等エクスポージャーに認められる内部モデル方式を適用することも可能であることを確認させていただきたい。</p>	<p>御指摘の趣旨および金融機関内部のリスク管理実務の現状を踏まえ、一定の要件を満たしたファンドについては、内部モデル方式の適用が可能となるよう修正致しました（見直し後規制素案第 167 条第 4 項参照）。</p>
91	第 174 条 (信用リスク・アセットのみなし計算)	<p>ファンドのリスク・アセット算出において、「株式等エクスポージャー」以外の資産に対して、標準的手法による簡便的な手法の適用を認めていただきたい。</p>	<p>内部格付手法においては、個々の資産のリスク特性を適切に把握することが求められているため、複数の資産（裏付け資産）によって構成されるファンドについても、基本的には個々の資産に分解して、それぞれの信用リスク・アセットを算出することが一義的には求められています。</p> <p>もっとも、個々の資産に分解することが実務上困難な場合があるため、「保有するエクスポージャーの信用リスク・アセットを直接に計算することができない場合で、エクスポージャーの裏付けとなる個々の資産の額及び当該裏付け資産の運用に関する基準が明らかでなく、かつ、裏付けとなる個々の資産のリスク・ウェイトの加重平均が 400% を下回る蓋然性が高い」場合は、400% のリスク・ウェイトを、それ以外の場合は 1250% のリスク・ウェイトを適用することが可能です（見直し後の規制案第 167 条参照）。</p> <p>従いまして、内部格付手法において、更に標準的手法による簡便な手法の適用を認める合理的な理由はないと考えています。</p>
92	第 174 条 (信用リスク・アセットのみなし計算)	<p>買取貸付信託のような場合、元本補填信託をリスク・アセット計上している場合は、買取分のリスク・アセットが二重計上とならないような措置をお願いしたい。</p>	<p>元本補填の受取人が、元本補填を行う金融機関であれば、当該元本補填にかかる信用リスク・アセットを計上する必要はありません。</p>
93	第 174 条第 3 項 (信用リスク・ア)	<p>第 174 条第 3 項については、「最もリスク・アセットが高くなる資産に全額投資する」と解釈されるおそれがあるため、最終文書と同様</p>	<p>規制素案第 174 条第 3 項において、「最もリスク・アセットが大きくなる資産構成を想定し」とあるのは、バーゼルⅡの規定と同様に、リ</p>

	セットのみなし計算)	の表現に見直していただきたい。	スク・ウェイトの高い個々の資産の順にファンド内の構成を決め、それぞれのリスク・ウェイトを適用するという趣旨で規定しており、表現の見直しの必要はないと考えています。
94	第174条第3項第2号	ファンド等が外部格付を運用基準として用いている場合、「外部格付と内部格付を紐付ける」旨が書かれているが、当該外部格付と内部格付とは、必ずしも一対一に対応（紐付け）できるとは限らない。	外部格付と内部格付を一対一で対応させることを求める趣旨ではありません。運用上の問題については、必要に応じ、今後解釈集等で検討していきたいと考えています。
95	第176条（購入債権の信用リスク・アセットの額）	希薄化リスクのリスク・アセットについては、「重要」である場合のみ対象となる旨を明記していただきたい。	御指摘の趣旨を踏まえ、修正致しました（見直し後の規制案第169条参照）。いかなる場合が重要でないかという運用上の問題については、引き続き金融機関の実務等を踏まえて、検討していきたいと考えています。
96	第176条～第180条	最終文書（パラグラフ371～372）の「ディスカウント」の扱い、及び（パラグラフ373）「担保」の扱いについても明記していただきたい。	御指摘の趣旨を踏まえ、修正致しました（見直し後の規制案第173条第4項及び第5項参照）。
97	第177条（適格購入事業法人等向けエクスポージャーのデフォルト・リスク相当部分の信用リスク・アセットの額）	階層構造となっている一部リコース案件において、優先部分は証券化フレームワークで、劣後部分にはセラーの信用リスクを適用するという理解でよいか。 劣後部分のリスクを銀行が負っている訳ではなく（セラーの持分）、「証券化+セラー宛与信」と理解するのが経済合理性の観点から妥当と考える。	購入債権の全部又は一部に保証が付されている場合の取扱いについては、バーゼルⅡの趣旨を踏まえ、規制素案を修正致しました（見直し後の規制案第173条第4項～同条第5項参照）。
98	第177条第2項（適格購入事業法人等向けエクスポージャーのデフォルト・リスク相当部分の信用リスク・アセットの額）	「PD：適格購入事業法人等向けエクスポージャープールに対応する一年間のデフォルト率を百分率で表した推計値」と「LGD：45%」の組合せを使用する場合には、EL推計が必要と読めるが、この条件を見直していただきたい。	御指摘を踏まえ、修正致しました（見直し後の規制案第170条第2項参照）。

99	第177条第6項、第7項（適格購入事業法人等向けエクスポージャーのデフォルト・リスク相当部分の信用リスク・アセットの額）	購入事業法人等向けエクスポージャーのデフォルト・リスクに係る EAD については、期待損失を含む希薄化リスクの所要自己資本を EAD から除くべきではないか。	御指摘の趣旨を踏まえ、修正致しました（見直し後の規制案第170条参照）。
100	第177条第9項（適格購入事業法人等向けエクスポージャーのデフォルト・リスク相当部分の信用リスク・アセットの額）	リボルビング型購入債権に係る信用供与枠の未引出額に係る実効マチュリティについて明確化をお願いしたい。 ・第9項2行目～5行目の「期間」と「マチュリティ」の用語を明確化していただきたい。	御指摘の趣旨を踏まえ、バーゼルⅡに基づき規制素案の明確化を図るよう作業を進めております。
101	第177条第11項、第236条	第177条第11項では、保証の効果は保証人のリスク・ウェイトへの置き換え効果ということが明記されているが、希薄化する金額の推計がないと計算が不可能である（デフォルト・リスクを保証しているわけではないので、債権全額を保証人のリスク・ウェイトにすることは不可）。一方、第236条では「購入債権の譲渡人が希薄化リスクの全部を保証している場合」は $E_{dilution}$ を推計しなくてよいことになっており、実質的に177条第11項の計算はできないことになっている。	購入債権における保証の取扱いについては、バーゼルⅡの趣旨を踏まえつつ、規制素案の修正を行いました（見直し後の規制案第173条参照）。 なお、規制素案第177条第11項では、保証による信用リスク削減効果は保証人に対するリスク・ウェイトを置き換えることにより勘案することが可能な旨規定されておりますが、当該保証が希薄化リスクのみを対象とする場合は、EAD は同条第6項に規定されている $EAD_{dilution}$ となり、希薄化する金額の推計は不要です。
102	第178条、第177条第1項	購入債権における希薄化リスクについて、適格な保証人による保証の効果を見込む場合に、政府・銀行・証券等のみセラーリコースの保証効果を認め、事業法人については内部格付に基づく保証人のみならず外部格付のあるものまで、保証効果を否定していること	御指摘の趣旨を踏まえ、修正致しました（見直し後の規制案第173条第1項参照。）。

		は実務に沿わない取扱いであると考えられる。広くセラーリコースの効力を認めるために第 178 条の規定を削除すべきである。また、第 177 条 1 項第一文において、第 161 条の準用規定を加えるべきであるとする。	
103	第 181 条第 3 項（リース取引に関連する定義）	「新しい自己資本比率規制」の策定に際しては、わが国リース会社の会計処理実態等を十分に踏まえて検討を行うべきである。	自己資本比率規制は金融機関の健全性を確保することを目的とするのに対し、会計処理は必ずしもそのみを目的とするものではないことを踏まえ、会計（及び税務）上の取扱いとリスク管理は別個に論ずるべき問題と考えています。バーゼルⅡの国内実施をもって、会計・税務上の取扱いを資産ベースで管理すること（賃貸借処理）を妨げる趣旨ではありません。他方、リスクの管理という観点からは、資産ベースではなく、レシーに対する信用リスクとして取り扱うこととなります。資産の計上額をレシーに対するエクスポージャーの額として取り扱うことは、資産の額がリース料から利息相当額を差し引いた額を上回るという関係にあり、そのことを合理的に説明できる限りは、妨げられません。
104	第 181 条第 3 項（リース取引に関連する定義）	「見積残存価額とは、リース期間終了後におけるリース物件の額としてレシーがリース期間の開始日に見積もった額をいう。」と定義しているが、賃貸借処理を行う場合、減価償却資産に係る税務上の償却限度額または償却可能限度額に基づき会計上の減価償却後の残存価額を定める実務も広く行われている。この場合の残存価額は、リース料に算入され契約上リース期間満了までにレシーから回収することが予定されているため、リース期間満了日における物件の公正な市場価額、経理残価の額の如何に拘らず、レシーがリスクを負担することはないことから、本項にいう「リース期間終了後におけるリース物件の額」に該当しないという理解で良いか確認願いたい。	上述のとおり、会計と自己資本比率規制の目的が必ずしも一致するものではないことに照らせば、会計上の減価償却後の「残存価額」と本規制にいう「見積残存価額」は別個の概念として理解すべきものと考えています。見積残存価額での買い取りをレシーが保証している場合において、当該部分についてレシーのリスク・ウェイトを適用することは妨げられません。
105	第 182 条（リース取引に係る信用リスク・アセットの額）	売買（金融）処理をした際の EAD について、賃貸借処理の要件を満たさないリース取引は、売買（金融）処理を行うことになるが、この場合の EAD の算出は、告示改正案第 182 条により行うことになるのか確認願いたい。	御指摘のとおりと考えます。

106	第 182 条 (リース取引に係る信用リスク・アセットの額)	<p>「リース料に係る信用リスク・アセットの額は」とあるが、「リース取引に係る信用リスク・アセットの額は」ではなく、「リース料に係る」との限定を付している事由を開示願いたい。</p> <p>具体的には、告示素案の条文構成上、見積残存価額を設定するリース取引のリスク・アセットを、見積残存価額に係る残価リスクのリスク・アセットと、レシーからリース料として回収する額の元本相当額に係る信用リスクのリスク・アセットの合計値としているためとの理解で良いか確認願いたい。</p>	御指摘の趣旨を踏まえ、修正致しました(見直し後の規制案第 175 条参照。)
107	第 182 条、 第 183 条、 第 184 条	<p>1. 告示案では、リース取引の自己資本所要額について、リース料から利息相当額として合理的に見積もった額を控除した額をデフォルト時エクスポージャー (EAD) とする旨定められている (第 182 条)。</p> <p>2. 他方、わが国の会計実務では、リース取引について賃貸借取引を行うのが通常の実務となっている。したがって、リース会社の自己資本額は、賃貸借処理に従って計算されており、最大損失額がリース資産の償却後簿価であることを踏まえると、自己資本額と対比されるリスク相当額の算出にあたっては、リース資産の償却後簿価を EAD とする取扱いが妥当である。</p> <p>3. なお、リース会社においては、リース取引につき償却後簿価をもって管理しており、リース料から利息相当額を控除した額をもって管理していない。このため、告示案を実施する場合には数十万件に及ぶ取引につき EAD 計算のためのデータを別途保有する必要が生じ、システム投資等の負担が大きくなり、新規制がリース取引に対し、大きな抑止力となる恐れがある。そこで、賃貸借処理を前提としたリース資産の償却後簿価を基礎として EAD を算出する取扱いを容認していただきたい。</p>	償却後簿価を EAD とみなす取扱いについては、「リース料」から利息相当額を差し引いた額を下回るものでないことにつき、説明責任を果たし得る限りにおいては、差し支えありません。
108	第 184 条 (見積残存価格に係る信用リスク・アセットの額)	見積残存価額がある場合には、「見積残存価額に係る信用リスク・アセットの額は、当該見積残存価額に百パーセントを乗じた額とする。」とあるが、デフォルトに至るような状況下では換金を目的として物件が不法に処分されてしまっているケースも多いため、デフォルト時には未払いリース料に加え見積残存価額相当額を損害金として請求できるような特	リース料部分はレシーに対する信用リスク・アセットを、残存見積価額部分については、当該金額に 100%又はレシーのリスク・ウェイトを乗じた額を計算することになります。

		<p>約を付することも実務として行われている。</p> <p>このような特約は、物件売却による回収額を控除した額をレシー宛の債権額とすることにより残価リスクを最終的にレシー宛の与信リスクとする効果を有しているが、かかる残価相当額を含む損害金請求特約付リース契約に係る信用リスク・アセット額はどのように計算することになるのか確認願いたい。</p>	
109	第 185 条 (その他資産の取扱い)	<p>告示素案の内部格付手法におけるその他資産の取扱いでは、事業法人等（第 160 条）、リテール（第 166～第 168 条）、株式等（第 173 条）およびファンド（174 条）以外が全て 100%になるとも読めるが、内部格付手法においてもその他資産の性質によって、少なくとも標準的手法レベルのリスク・ウェイトを勘案する等の対応をしていただきたい。</p> <p>内部格付手法におけるその他資産の取扱いが画一的に過ぎ、条文からのみ判断すると、リスク・ウェイトがゼロの「現金」についても 100%のリスク・ウェイトが課されるとの解釈も成り立つことから、修正・意図の確認を行うもの。</p>	<p>内部格付手法におけるその他資産は、標準的手法を適用するのではなく、内部格付手法として 100%のリスク・ウェイトを適用することとなります。その他資産に該当する資産の範囲については、今後検討を行う予定です。</p>
110		<p>最終文書パラグラフ 389 では「銀行のリスク管理のポリシーや実務について、その形態や運用の詳細を指図することは、当委員会の意図するところではない」としている。この趣旨を尊重し、我が国においても、実務上の内部格付制度の対象範囲が必ずしも新規制の資産区分とは一致しないという事実（コーポレートと銀行・ソブリンが分かれていない、リテールプールの基準が 1 億円未満ではない等）を考慮して、格付制度の設計に関しては柔軟に対応していただきたい。</p>	<p>御指摘の通り、規制素案においてもバーゼルⅡの趣旨と同様に、内部格付手法の導入を通じ金融機関内部のリスク管理政策や実務の詳細を規定する意図はございません。もっとも、内部格付手法では、現行規制や標準的手法と異なり、金融機関が内部リスク管理上用いているデータ等に基づき規制上の所要自己資本を算出することを認めているため、最低限の要件（最低要件）を導入せざるを得ません。</p> <p>バーゼルⅡの公表に際しては、3 回以上の市中協議を行ってきましたが、バーゼルⅡを踏まえた規制素案も日本独自の慣行等に配慮し、市中協議を追加的に行っており、お寄せ頂いたご意見に合理性があれば、バーゼルⅡの趣旨を維持しつつ規制素案を適宜修正いたしております。現時点で明確な問題点につきましては、対案を含めた具体的なご意見を賜れば幸いです。</p> <p>なお、最低要件の解釈・運用上の問題は、解釈集の策定等を通じ、引き続き検討されていく予定です。</p>

111	第7章第4節第1款	<p>事業法人等向けエクスポージャーにおいてLGD・EAD 推計を求められていない基礎的内部格付手法採用行にとって、債務者格付制度と同等の制度として案件格付制度の設計を求めていることについて違和感がある。2つの制度が必ずしも並立するものではなく、他方に含まれている場合が基礎的内部格付手法の場合にはありうることを明確にさせていただきたい。</p> <p>よって告示素案における本款各条項は、原則先進的内部格付手法採用行向けの規定としていただき、基礎的内部格付手法採用行向けには別の款を設けるか、あるいは各条項最後のただし書きにて、基礎的内部格付手法における内部格付制度の最低要件を規定していただきたい。</p>	<p>先進的内部格付手法採用行に対しては、LGDに対応した案件格付が求められる一方で、基礎的内部格付手法採用行については、規制素案第187条第4項において、「債務者及び案件の特性を反映することができる」と規定しており、基礎的内部格付手法採用行の案件格付については、先進的内部格付手法採用行に比べ、簡易なものであっても容認されます。具体的な要件については、引き続き検討を行い、解釈集等で明確化したいと考えています。</p>
112	第186条(内部格付制度)	EAD の推計を行う方法は先進的内部格付手法採用行であっても、「設けなければならない」対象とはならないのか。	御指摘の趣旨を踏まえ、修正致しました(見直し後の規制案第179条第1項参照)。
113	第187条第3項第3号(事業法人等向けエクスポージャーの内部格付制度)	「当該債務者格付に属する典型的な債務者」とも受け取れてしまうが、「典型的な」は「デフォルト確率」に係るものと考えられるため、記載を修正したほうがよいと考えられる。	御指摘の趣旨を踏まえ、修正致しました(見直し後の規制案第180条第3項第3号参照)。
114	第188条第2項第1号(リテール向けエクスポージャーの内部格付制度)	本項の二号と三号は最終案の要件と相応するが、第一号の「リスクの適切な分散」はどうも見当たらないように思える。最終案にあるのは「meaningful differentiation of risk」という要件であり、これはプール毎に意味のある形でリスクの区分がなされている、という意味ではなかろうか。	御指摘の趣旨を踏まえ、修正致しました(見直し後の規制案第181条第2項第1号参照)。
115	第189条第1項(事業法人等向けエクスポージャーの格付の構成)	債務者格付・案件格付については、適切な間隔で区分した上で、結果として特定の格付区分にエクスポージャーが集中した場合については問題としないとの理解でよいか。	同条項の趣旨は、同一の内部格付に債務者又はエクスポージャーが集中している場合は、内部格付の区分の設定の仕方を変更することについて検討すべきところ(例えば、上から3番目の格付に集中しているのであれば、当該内部格付を細分化する等)、このような検討にもかかわらず「結果として」同一の内部格付が付与されることは妨げないというものです。

116	第195条 (格付付与及びプールへの割当てにおける評価対象期間)	第195条において、格付付与等における評価対象期間を「1年以上としなければならない」旨の記載があるが、実務に鑑み、必須要件ではなく推奨要件としていただきたい。	いったん付与された内部格付が景気変動により安易に改訂され、景気変動を助長すること(いわゆる、プロシクリカリティ)を抑制するために、規制素案第195条第1項では格付付与の評価対象期間を「1年以上にわたる期間」と規定しております。もっとも、具体的な評価方法については、多様な方法が認められております(規制素案第195条第2項)。
117	第195条第2項(格付付与及びプールへの割当てにおける評価対象期間)	リテール向けエクスポージャーのプールへの割当てにあたり、「経済状況の悪化又は予期せぬ事態の発生にもかかわらず債務者が契約に従って債務を履行する能力及び意思を……評価しなければならない」とあり、その対応方法として、「PD、LGDの推計を行うに当たって特定の適切なストレス・シナリオを利用すること」とあるが、リテール向けエクスポージャーのプールへの割当てにおける要件としては必要ないものと考えており、当該条項は削除していただきたい。	同項各号は例示列挙であり、ストレス・シナリオ以外の方法によることを義務付けるものではありません。
118	第196条第2号(モデルの利用)	「モデルへ入力するデータについて、正確性、完全性及び適切性の評価その他の審査手続を実施していること」となっているが、入力するデータを審査するというよりは入力フローの適切な検証体制が重要視されるべきだと考える。	内部格付手法では、金融機関が内部リスク管理上用いているデータ等に基づき規制上の所要自己資本を算出することを認めているため、データの入力フローも肝要ですが、入力データの質の維持も極めて重要なことと言えます。同条第2号の規定は、こうした観点から、各金融機関にモデルに用いるデータの正確性等の評価を求めるものです。
119	第196条第7号 第203条第2項	第196条第7号における「モデルに基づく格付の付与について人的判断をモデルの出力値に優先させた事例」とは、「モデル等を人的判断と組み合わせている格付制度については該当しない」との認識でよいか確認させていただきたい。 また第203条第2項においては、「モデル等と人的判断の組み合わせている格付制度」についても含まれているとの認識でよいか、確認させていただきたい。	御指摘の趣旨を踏まえ、明確化を企図し、修正致しました(見直し後の規制案第189条参照)。
120	第196条第7号 第203条第2項	「モデルに基づく格付の付与について人的判断をモデルの出力値に優先させた事例……を監視する手続が設けられていること」とあるが、「監視」とは具体的に何を意味するかお示しいただきたい。	モデルにより出力された結果を人的判断によって置き換えた個々の事例について、当該置き換えの結果が適切であったかどうかを追跡調査していることを意味しています。

121	第199条第1項（事業法人等向けエクスポージャーに対する格付の付与）	<p>事業法人向けエクスポージャーは必ずしも所謂審査手続を経るわけではない。投資としての社債購入や証券決済に伴うカウンターパーティ向けエクスポージャーは審査手続を経ない。最終案では loan approval process とあるが、これを「審査手続」と狭義に解する必要はないのではないか。</p> <p>本邦の金融慣行では、取組時に各ファシリティの特性が個々の案件について定まるわけではない。保全状況は、取組後も変化していくものであり、「信用供与の審査手続において」のみ、案件の特性に応じて当該エクスポージャーを案件格付と関連付けなければならないとするのは現実的ではない（根抵当権を他の案件取組時に設定する例が典型的）。従って、「信用供与の審査手続、又はその後の見直し手続において」とするのが現実にマッチすると思われる。</p>	<p>金融機関において固有の審査部門が果たす審査の機能は金融機関毎に異なりますが、当該信用供与に関する顧客対応を行う者が内部格付の付与について最終的な責任を負うのでない限り、ここにいう審査手続を御指摘の「取組時」あるいは「取り組み手続きの一環」として理解していただいて差し支えありません。</p>
122	第200条（リテール向けエクスポージャーのプールへの割当て）	<p>「保証又はクレジット・デリバティブがないと仮定した場合のプールへの割当て及びそれに基づくPD、LGD及びEADの推計」とあるが、他の同一資産区分の案件と同じだけの情報を取り得ない場合が多い。その場合は当該資産区分の類似プールのPD、LGD及びEADから推計するのが実際の管理である。仮に個々の案件について、保証なしと同レベルでのプール割当てが可能であっても、そもそもプール間での信運営が異なるものを無視して、同一プールの如くPD、LGD及びEAD推計を行うことは意味があるとは認められず、プール型管理の枠組みを損なうものである。保証付の部分についてはそれ単体でPD、LGD及びEAD推計を行うべきであり、本条項については修正を要望する。最終文書でもそのような対応は求めていると理解している。</p>	<p>リテール向けのエクスポージャーの保証又はクレジット・デリバティブの勘案については、PD又はLGDを調整することになることから、調整に当たっては、プロテクション提供者のPD又はLGDのみならず、その調整の基となる債務者のPD及びLGDの推計も不可欠なものと考えられます。しかしながら、御指摘のとおり、プロテクションがないエクスポージャーと同程度の情報が取り得ない場合も多いと考えられることから、このような管理がリスク管理の観点から適切であり、類似のプールのPD、LGD及びEADから推計を行うことが、保守性の観点からも適当である限りにおいて、ご提案のような管理を行うことも可能であると考えられます。</p>
123	第201条（事業法人等向けエクスポージャーに対する格付付与手続の健全性の維持）	<p>重要な情報が判明した場合の格付見直しは、直接利益を受けることがない立場にある者が行う等とあるが、重要な情報、格付の見直し手続等に関する解釈に関して何らかの例示等が示される予定はあるか。</p>	<p>内部格付けの見直しの手続きの具体的内容については、一次的には各金融機関において検討すべき事項です。当庁として各行の体制整備の一助となるよう例示列挙を行うことも考えられませんが、各金融機関のシステムや内部管理の体系が異なることを考慮すれば、例示列挙するとしても最低限の一般的な指針に留まることになるものと考えています。</p>

124	第201条第3項（事業法人等向けエクスポージャーに対する格付付与手続の健全性の維持）	最終案パラグラフ424では、「格付付与及びその定期的見直しは」信用供与によって直接利益を受けない立場の者が実施又は承諾となっているところが、本項では「見直し」のみになっていて、格付付与は意図的に利益相反の禁止規定の対象外にしたように見える。	御指摘を踏まえ、修正致しました（見直し後の規制案第194条第3項参照）。
125	第202条第2項（リテール向けエクスポージャーのプールへの割当ての手続の健全性の維持）	リテールプールにおいて個々の債務者の状況を年1回見直すのは極めて至難であるため、プールの損失特性が大きく変わらなければ個々の債務者にまで遡ることは不要であるとしていただきたい。 具体的には、「年1回、プールの割り付けが適切であることをサンプリングその他の方法により検証する必要がある。」という表現に改め「個々の債務者の状況を見直す」という表現を削除する、ないしは例外規定を設ける等の手当てをしていただきたい。	御指摘の趣旨を踏まえ、修正致しました（見直し後規制案第195条第2項参照）。 なお、見直し後規制案第195条第2項に定める「代表的な標本の調査その他の方法」は、本項に掲げる見直しの一態様として掲げられており、ご懸念の点はあたらないものと考えます。
126	第204条第1項第1号（事業法人等向けエクスポージャーに関するデータの維持管理）	「格付付与の責任者」のデータは、権限コード等で保持し、個別名は別途検索すればわかる仕組みでも問題ないか。	ここにいう内部格付の付与の責任者は暫定的な内部格付を付与したものではなく、最終的な格付けを付与したものをいいます。各種申請書類に記載が求められている場合を除けば、審査や検査の際に、責任者を特定できるように整備されている限り、御指摘の取り扱いで差し支えありません。
127	第208条第1項～第3項（取締役等）	第1号の「・・・すべての重要事項は、取締役会等及び執行役員承認を得ていること」や、第3号の「・・・取締役会等に報告していること」の「取締役会等」には、取締役会から権限委譲を受けたその他の会議体を含むという理解でよいか。 その場合、第2号の「取締役」とは「取締役全員」を意味するものではないと解してよいか。	「取締役会等」とは、取締役会又は取締役会の下部機関である会議体、「執行役員」とは、信用リスク管理について業務執行権限を授けられたものをいいますので、御指摘のような理解で差し支えありません。 御指摘の趣旨を踏まえ、修正致しました（見直し後の規制案第201条参照）。
128	第209条（信用リスク管理部署）	信用リスク管理部署は信用リスク管理のみを行う専任部署でなければならないのでしょうか。信用リスク管理を、その他のリスク管理も統括する統合リスク管理部署が行う場合も、本条の要件を満たすと考えてよいのでしょうか。	御指摘のとおりです。

129	第209条 (信用リスク管理部署)	第1項で、信用リスク管理部署は「実施及び運用を担当」としながら、第3項で「運用の監視」を行うとあるのは矛盾しているように思われる。後段も併せて勘案すると、信用リスク管理部署は「内部格付制度の設計又は選択」を行うとともに「実施及び運用を担当」ではなく、「実施及び運用を監視」というのが適切な役割ではないか。	御指摘の趣旨を踏まえ、修正致しました(見直し後の規制案第202条第1項参照)。
130	第209条第2項(信用リスク管理部署)	「与信部門」「与信業務の担当者」とは、「営業部門」及び「営業担当者」との解釈でよいか確認させていただきたい。	営業部門、営業担当者の意味するところは各金融機関によって必ずしも同一でないところですが、本条項は、顧客と相対して直接案件の組成に関与する者と、当該案件に係るリスクを管理する部署とが独立していることを求めるものです。
131	第210条(監査)	監査役と同等の独立した機能を有する業務監査機関には、監査法人等の外部監査機関を含むか。	本条項は内部監査部門による監査を想定したものです。
132	第211条(格付の利用)	規制管理と内部管理とで「推計値が相違する場合は、……信用リスク管理指針に当該相違点及びその理由を記載しなければならない」とあるが、当該相違が本邦会計制度に起因するものである等、個別金融機関の問題でないものについては記載不要としていただきたい。	御指摘のような場合であっても、当該事項の記載は必要と考えています。
133	第212条、第162条	デフォルトの定義については、金融検査マニュアルやリスク管理の実務にあわせて、「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、「3か月以上延滞債権を有する債務者の債権」とすべきである。	デフォルトの定義については、変更を予定しておりません。
134	第212条第3項(デフォルトの定義)	「デフォルト事由が解消されたと認められる場合は……LGDを推計しなければならない」とあるが、一旦デフォルトしてその後解消が認められた債権については、正常先復帰時にその時点の残高が全額回収されたものとしてLGD推計に取り込むことで問題ないことを確認させていただきたい。	LGDには様々な推計方法が存在し得ますが、正常先復帰時にコストを調整した後のエクスポージャー全額が実際に回収されたのであれば、正常先復帰時に全額回収されたものとしてLGD推計に取り込むことは問題ないと考えられますが、コスト勘案のあり方については慎重に検討する必要があります。
135	第213条第1項(延滞日数の見直し等)	延滞日数の見直し等については、本邦では貸出条件緩和債権の認定基準に準じることが合理的。かかる観点からは、一律に第1号～第4号の記載を必須要件とすることは実務と整合しないと考えられるため、あくまでも例示とする形で条文を見直しさせていただきたい。特に、第4号の返済期限見直しの回数の上限を明示する必要はないと考える。	延滞日数の見直し等については、本来デフォルト事由が生じているはずのエクスポージャーをデフォルトしていないものとして容易に扱うことが可能であるため、規制素案第213条第1項に5つの内部リスク管理上の要件を設定し、そうした行為を抑制することを意図していますが、今後、解釈集等の中で

			明確化を図る予定です。
136	第213条第1項第2号	「延滞日数の見直し等」に必要な最短の「信用供与の期間」は、当初貸出期間、延滞後経過期間、返済猶予期間など、どのような期間を意味しているか明確にしてほしい。	当初の貸出期間の意です。
137	第216条第2号	デフォルト事由と異なる定義に基づく内部データの使用に当たり、データへの適切な調整とは具体的にどのようなものか。	調整が適切になされていることの説明責任を果たせるよう、各金融機関において具体的な調整方法をご検討いただくことが求められています。
138	第222条～第225条	LGDの推計方法については、民間金融機関のプラクティスを尊重し、規制の運用・詳細を決めるに際しては、民間金融機関との意見交換の場を設けていただきたい。	LGDの推計方法については、バーゼルⅡにも記載されているように、バーゼル委において引き続き検討されています。今後、バーゼル委での検討結果を踏まえ、規制対象となる金融機関の意見も踏まえつつ、国内実施の準備を進めていく予定です。
139	第223条第1項第2号	「当該エクスポージャーの特定期間における損失率が長期平均デフォルト時損失率を上回る可能性を考慮すべき」について、対案の通り修正をお願いしたい。 【対案】「信用リスクに伴う損失が平均的な損失を上回る期間がある場合に、一定のタイプのエクスポージャーには循環性の変動により損失規模が上回る場合があることを念頭におき、そのような可能性を推計値に含める必要がある。」	LGDの推計方法については、バーゼルⅡにも記載されているように、バーゼル委において引き続き検討されています。今後、バーゼル委での検討結果を踏まえ、規制対象となる金融機関の意見も踏まえつつ、国内実施の準備を進めていく予定です。 今回頂きました御意見については、バーゼル委での検討の際に参考にさせていただきますと思います。
140	第223条第5項(LGDの推計)	「標準的手法で必要となる基準と合致する、担保管理、運用手続、法的確実性及びリスク管理手続に関する内部基準を作る」こととなっているが、法的有効性(第83条)の規定はあるものの、最終案の paragraph 115(リスク管理プロセス)、123～124(実効性)、125～126(担保管理)に相当する条文が見当たらない。	先進的内部格付手法における信用リスク削減効果を認めるための具体的な要件については、今後検討する予定です。
141	第223条第6項(LGDの推計)	デフォルトしたエクスポージャーの期待損失の推計は、原則、償却・引当制度における個別貸倒引当金と一致させてよいか確認させていただきたい。	期待損失と会計上の引当金については、バーゼルⅡにおいては、これらが一致しないことを前提として、適格引当金が期待損失を上回っている場合には分子に算入が可能であり、逆に下回っている場合には分子から控除される枠組となっています(見直し後の規制案第5条、第6条及び第8条等参照)。従って、償却・引当制度における引当金と期待損失の推計は、必ずしも完全に一致している必要はありません。

142	第224条、 第225条、 第245条	<p>1. リスクをより正確に反映させる観点からは、将来的に多数の金融機関が独自のリスク管理手法により内部格付手法を適用することが望ましく、ひいては、円滑な中小企業金融に資すると考えられる。</p> <p>2. しかし、内部格付手法に関する下記の点については、再考すべきである。</p> <p>①今次の告示案においては、国内業務のみを行う金融機関においても内部格付手法を採用する場合 8%以上の自己資本比率が求められることになっているが、これは、国内基準行において、よりリスク管理が高度である内部格付手法を採用する大きな阻害要因となる。国内行向けに 4%以上の自己資本比率にて内部格付手法を取りうることを認めるべきである。</p> <p>②デフォルト確率の推定等に 5 年分以上のデータが必要なため、データ蓄積が充分でない小規模の金融機関では円滑に移行ができない可能性がある。そこで、外部のデータベース（CRD 等）のデータを代替的に用いることを認めることで、より多くの金融機関が内部格付手法に移行できるよう取り扱うべきである。</p>	<p>①内部格付手法採用行においては、自行推計したデータをもとに所要自己資本の額を算出する枠組みであり、8%以上を維持するよう求めてきた現行規制との調整のために便宜的に所要自己資本の額を12.5倍した額をもって、信用リスク・アセットの額としているに過ぎません。内部格付手法採用行について4%以上で足りるとすることは、自行推計したデータを用いて計算した所要自己資本の半分で足りるとすることに他ならず、適切なリスク管理の観点からも、問題と考えられます。</p> <p>②PD、LGD及びEADの推計に当たっては、一定の要件を満たす外部データの利用は排除されておりません（見直し後の規制案第210条第1項参照）。</p>
143	第226条第4項（保証による信用リスク削減効果の勘案）	「債務者のデフォルト事由と保証人のデフォルト事由との間に」完全な相関関係があることを前提に信用リスク削減効果を勘案することとなっているが、デフォルト事由が完全に相関しているということは、片方がデフォルトしたときは、もう一方も必ずデフォルトしているということであり、全く同じデフォルト率になってしまうので、信用リスク削減効果はそもそも無いということになってしまう。	御指摘の趣旨を踏まえ、修正致しました（見直し後の規制案第219条第4項参照）。
144	第227条（保証人に対する債務者格付等の付与）	「保証がないと仮定した場合における債務者の情報及び保証人に関するすべての情報を保有すること」の「すべての」の文言は「必要な」に修正していただきたい。	御指摘の趣旨を踏まえ、修正致しました（見直し後の規制案第220条第1項第3号参照）。
145	第227条第1項第1号（保証人に対する債務者格付等の付与）	保証人に対する継続的な格付付与に関しては、簡易的な格付手法（例えば外部格付の内部格付への読み替えなど）を許容いただきたい。	内部格付手法における最低要件を遵守する限りにおいて、外部格付の内部格付への紐付け（マッピング）を行うことは妨げられません。なお、単純に外部格付を内部格付に引き直すことは認められません。

146	第229条 (調整に関する基準)	第226条第1項は「先進的内部格付手法採用行」に適用されるが、第2項は「内部格付手法採用行」に適用される。229条は「先進的内部格付手法採用行」のみに適用と読めるので、226条第2項に従ってリテールの保証勘案をしている金融機関は「明確な基準」の策定は求められないと考えてよいか。	御指摘の趣旨を踏まえ、修正致しました(見直し後の規制案第222条参照)。
147	第230条第1項(クレジット・デリバティブについての取扱い)	シングルネームのクレジット・デリバティブに保証の規定(第226条~第229条)を準用するに当たって、「第百二十四条」とあるのは「第百二十五条及び百二十六条」と読み替えるとあるが、該当箇所(第226条~第229条)には「第百二十四条」に言及した箇所が見当たらない。どの部分の読み替えを意図したもののか。	御指摘の趣旨を踏まえ、修正致しました(見直し後の規制案第223条第2項参照)。
148	第231条第2項第1号(EADの推計方法)	事業法人等向けエクスポージャーにおいては、「デフォルト事由発生前及びデフォルト事由発生後に債務者が追加的引出行為を行う可能性」はLGD推計で勘案するという理解でよいか。	同条項第1号に定められているように、「クレジット・カードその他の将来の不確実な引出を伴うリテール向けエクスポージャー」については、LGD又はEADの推計において勘案することができます。
149	第231条第5項(EADの推計方法)	EADに関しては「入手可能な」が省かれているが、その趣旨は何か	御指摘の趣旨を踏まえ、修正致しました(見直し後規制案第210条第1項及び第224条参照)。
150	第237条第2項、第3項(適格購入事業法人等向けエクスポージャーのリスクの定量化の特則)	これらの項は「トップ・ダウン・アプローチを用い」る場合の特則のように思われるが、第1項と違って、特にことわりがないので、ボトムアップ・アプローチの購入債権にも適用されるように読める。	御指摘の趣旨を踏まえ、修正致しました(見直し後の規制案第230条参照)。
151	第239条(トップ・ダウン・アプローチの最低要件)	第239条第4項の「ワークアウトのシステムに関する基準」並びに第6項の「行内の指針及び手続の遵守に関する基準」については、期待項目に過ぎず規制上の必須要件としては妥当でないため、以下のように修整していただきたい。 また、第239条第3項の「監視に関する基準」は、リボルビング・ローンもしくはプログラム型でローンを継続反復購入する場合を想定したものと考えられ、必ずしもターム・ローンをプールで購入する事例等全ての場合に該当す	御指摘を踏まえ、今後、必要に応じ規制素案の修正や解釈集の中での明確化を図りたいと考えています。

		<p>る基準とは思われないので、適用の基準を明確にするようお願いしたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第1項第一文末尾：「… 推計する場合は、次に掲げる点を考慮するものとする。」 ・ 第4項第一文：「第1項第三号の「ワークアウトのシステムに関する基準」とは、次に掲げるも事項その他の適当な事項を考慮しなければならない。」 ・ 第6項第一文：「第1項第五号の「行内の指針及び手続の遵守に関する基準」は、次に掲げる事項その他の適当な事項を考慮し、その他すべての…」 	
152	第239条第3項第1号（トップ・ダウン・アプローチの最低要件）	銀行が、購入債権の質及び購入債権の譲渡人又はサービス者の財務状態の相関を査定することは難しい。	同条項第1号については、今後、金融機関の実務を踏まえ、解釈集の中での明確化を図りたいと考えています。
153	第239条第3項第2号（トップ・ダウン・アプローチの最低要件）	銀行は、譲渡人又はサービス者からの報告書の正確性の検証、詐欺的行為等については、譲渡人の信用力を銀行が判断することで代替し、譲渡人の信用力が著しく低下した場合は、必要に応じて譲渡人又はサービス者の現地調査等を行うことでよいか。	同条項第2号については、今後、金融機関の実務を踏まえ、解釈集の中での明確化を図りたいと考えています。
154	第239条第3項第4号（トップ・ダウン・アプローチの最低要件）	「特定又はすべての購入債権のプールにおける一債務者に対する信用供与の集中を監視」とあるが、必ずしもすべてのプールに関する合算の管理を求めているわけではないとの解釈でよいか。	同条項第4号については、今後、金融機関の実務を踏まえ、解釈集の中での明確化を図りたいと考えていますが、現在のところ、以下のように検討しています。 当該規定は、信用供与の集中が生じている蓋然性が低いプールにまで、合算の管理を求める趣旨ではありませんが、例えば、個別の購入債権のプールにおいて大きな割合を占める債権の債務者について、当該債務者に対するエクスポージャーが複数の購入債権プールに跨って存在していた場合であって、全ての購入債権プールから見て信用供与の集中が発生している蓋然性が高い場合にあっては、適切な範囲において合算の管理を行う必要があると考えております。
155	第239条第6項2号	「購入債権の譲渡人及びサービス者に対する内部評価の担当者」と「外部評価の担当者」	同条項でいう「外部評価の担当者」とは、外部の担当者の意でなく、購入債

	(トップ・ダウン・アプローチの最低要件)	の間の分離独立が謳われているが、「外部評価の担当者」は当然、内部の人間ではないと思われるので、分離独立はいまさら断るまでもないと思われる。	権の譲渡人及びサービスサーの評価を実地で行う担当者を意味しております。「外部評価」の詳細については、今後、必要に応じ規制素案の修正や解釈集の中での明確化を図りたいと考えています。
156	第239条第6項第2号 (トップ・ダウン・アプローチの最低要件)	「外部評価」とは「譲渡人及びサービスサーとしてのデューデリジェンス(実地監査)に関する評価」という解釈でよいか。	御趣旨を踏まえ、今後規制素案の修正や解釈集の中での明確化を図りたいと考えています。意見155に対する回答もあわせて御参照下さい。
157	第242条 (外部データによる内部格付制度の検証)	外部データ・ソースは必ず入手可能とは限らないので、「定量的な検証の手法を用いたり、関連する外部のデータ・ソースとの比較を行う」といった表現に変えることで、内部格付手法の検証に定量的な検証の手法を適用すれば、必ずしも外部データ・ソースとの比較を必須としない取扱いとしていただきたい。	外部データ・ソースとの比較は、現在のところ、内部格付手法の検証において重要と考えており、外部データ・ソースが手許に存在しないことを理由にこれとの比較を行わないとすることは適当ではないと考えています。具体的な検証のあり方については、バーゼル委でも研究・議論が進んでおりますが、今後そうした研究成果を踏まえ、慎重に検討を行いたいと考えています。
158	第248条3項4項(内部モデル手法の承認の基準)	内部モデル手法の承認の基準については、最低要件項目と期待項目とを区別して規定することが必要と思われる。第248条に掲げられる基準の中には、第3項、第4項のように期待項目に過ぎず、規制上の必須要件としては妥当でないものが含まれているので、以下のように修正していただきたい。 ・第3項第1文:「第一項第二号の内部統制に関する基準を充たすための態勢とは、以下のような点を考慮することが望ましい。」 ・第4項第1文:「第一項第三号の検証に関する基準を充たすための態勢とは、以下のような点を考慮することが望ましい。」 また、各金融機関の経営裁量に属する内部統制の基準にかかる事項についても、以下のようにしていただきたい。 ・第3項第2号ロ:「株式等エクスポージャーのポートフォリオの実績その他の運用実績の測定及び評価」と修正する。	御指摘を踏まえ、今後解釈集の中で明確化を図りたいと考えています。
159	附則第13条(株式等エクスポージャー)	告示素案では、継続して保有されているものとして取り扱うことができる保有株式数の増加は株式分割に限定されるように読めるが、合併や株式交換などにより投資額増加を伴わ	御指摘の趣旨を踏まえ、修正致しました(見直し後の規制案附則第13条参照。)

	に関する 経過措置)	ない保有株式数の増加が生じる場合も、経過措置適用が継続されると理解しやすい下記のような表現に見直しをしていただきたい。 【対案】当該エクスポージャーの発行主体による株式分割、合併、株式交換等に起因して投資額増加が伴わない保有株式数の増加が生じたときは、前項のエクスポージャーは継続して保有されているものとして扱うことができる。」	
160	附則第13条(株式等エクスポージャーに関する経過措置)	株式エクスポージャーに関する経過措置(いわゆる「グランドファザリング」)の対象を、「主要な株価指数に連動して運用される投資信託」(いわゆるインデックス・ファンド)に拡大すべきである。	左記のような投資信託については、運用対象の選択につき、当該投資信託を保有している金融機関の恣意性が排除されていること、また、経過措置期間中に、そのリスク内容が、株価指数に含まれる個別株式を金融機関が継続して保有する場合と比べて大きく変動する恐れが少ないことから、経過措置の対象に含めることとする。
161	附則第13条(株式等エクスポージャーに関する経過措置)	当該項において、非公開会社の株式を取得後、売却した場合の株式エクスポージャーは簿価通算されたものを用い算出することによいか。	御指摘を踏まえ、今後規制案の解釈を明確化する過程で検討したいと考えています。